

日田市障がい者計画

(第4次計画：令和5年度～令和10年度)

日田市

ごあいさつ



日田市では、平成30年に日田市障がい者計画(第3次)を策定し、「あらゆるバリアのない社会の中で、障がいのある人もない人も、自分らしく安心してともに暮らす日田市」を基本理念に掲げ、障がいのある人が地域で自分らしく自立した生活をおくるための地域生活の促進や福祉的就労に対する支援、さらには差別解消・権利擁護への取り組みや子どもが健やかに成長できるための支援などに取り組んでまいりました。

この間、国は、平成30年に「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部を改正し、障がい者の望む地域生活支援、障がい児支援、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などに力を入れ、さらに、令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行などの国内法を整備し、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、障害者福祉施策の拡充を進めています。

このような中、本計画は、第3次計画を引き継ぎながら、「共生社会の実現」、「障がい者自らの決定による自己実現と社会参加」、「障がい者差別のない社会」の実現を目指し、「社会的な障壁のない地域で、障がいのある人もない人も、自分らしく安心してともに暮らす日田市」を基本理念に掲げ、策定したところです。

今回の見直しにあたっては、障がいのある人が地域で自分らしく自立した生活をおくるための地域生活の促進、就労支援の充実、情報・コミュニケーションのバリアフリー化、災害時の障がい者を支える仕組みの整備、子どもが健やかに成長できるための切れ目のない支援などに力を入れていくこととしています。

これらの施策の実施や目標達成のためには、市民の皆様のご協力が不可欠となりますので、本計画の趣旨をご理解いただき、一層のご支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力をいただきました多くの皆様をはじめ、熱心に議論をいただきました日田市障害者計画策定委員の皆様のご尽力に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

日田市長 原田 啓介

目 次

第1章 総論

第1節 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 障がい者を取り巻く法令・制度改正等の動き	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制と推進体制	4
6. 障がい者の定義	5
7. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	5
第2節 計画の概要	6
1. 基本理念	6
2. 計画の重点課題	7
3. 基本目標	9
4. 施策体系	10

第2章 各論

第1節 1. 社会的障壁をなくし、お互いに認め合える日田市	11
（1）障がいや障がい者に対する正しい理解の普及	11
（2）福祉教育の充実	12
（3）ボランティアなどの育成、市民交流活動の促進	13
（4）差別の解消・権利擁護	14
第2節 2. 安全、安心に暮らせる日田市	16
（1）防災・防犯等の対策の推進	16
（2）誰にでもやさしいまちづくりの推進	17
（3）保健・医療の充実	18
第3節 3. 自分らしく自立して生活できる日田市	20
（1）就労支援の充実	20
（2）地域生活の促進	21

第4節 4. 生きがいをもって社会に参加できる日田市	24
(1) 情報・コミュニケーションの充実	24
(2) 文化・スポーツ活動の促進	25
(3) 地域活動の促進	26
第5節 5. すべての子どもが健やかに成長できる日田市	27
(1) 切れ目ない療育・教育体制の確立	27
(2) 相談窓口の充実	28
(3) 障がい児医療の充実	29
資料編	30
日田市の障がい者の状況	31
障がい者計画アンケート調査結果（対象：障害者手帳所持者）	35
障がい者計画アンケート調査結果（対象：障害者手帳所持者以外）	49
用語解説	59
日田市障害者計画策定委員会設置要綱	68
日田市障害者計画策定委員会委員名簿	70
日田市障がい者計画（第4次）策定の経過	71

第1章 総論

第1節 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、平成11年に「日田市障害者計画（第1次）～障害者がいきいきと暮らせる福祉のまちづくりを目指して～」を制定し、平成20年に「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を基本理念とする「日田市障害者計画（第2次）」、平成30年3月には「日田市障がい者計画（第3次）」（計画期間：平成30年度～令和4年度）を策定し、「共生する社会」、「自立した生活」、「自己選択、自己決定に基づいた社会参加」、「障がい者差別のない社会」の実現を目指し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国では、平成23年度に、「障害者基本法」が改正され、社会モデルに基づく障がい者の定義の見直しや、差別禁止の中に「合理的配慮の不提供」が盛り込まれるなど、障がい者支援に対する概念が大きく転換されました。

その後、平成25年に、「障害者自立支援法」を見直した「障害者総合支援法」が、平成28年には「障害者差別解消法」が施行され、さらに、平成30年度からは、「障害者総合支援法」を一部改正した「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正する法律」を施行し、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう支援を一層充実させるなど、「障害者基本法」の概念の具体化等を目的とした重要な法律が相次いで成立し、障がい者福祉施策の拡充が進められています。

本市においては、障がい者を取り巻く社会環境の変化や国や県の動向を踏まえながら、平成30年度に「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」、令和3年度には「日田市手話言語条例」を制定し、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するための取り組みを推進してきました。

このように障がい者施策の拡充期にあって、障がい者施策をさらに充実させるために、この「日田市障がい者計画（第4次）」は、令和5年度から令和10年度までを計画期間とし、これまでの課題を踏まえた障がい者施策の実効性のある総合的な計画として策定します。

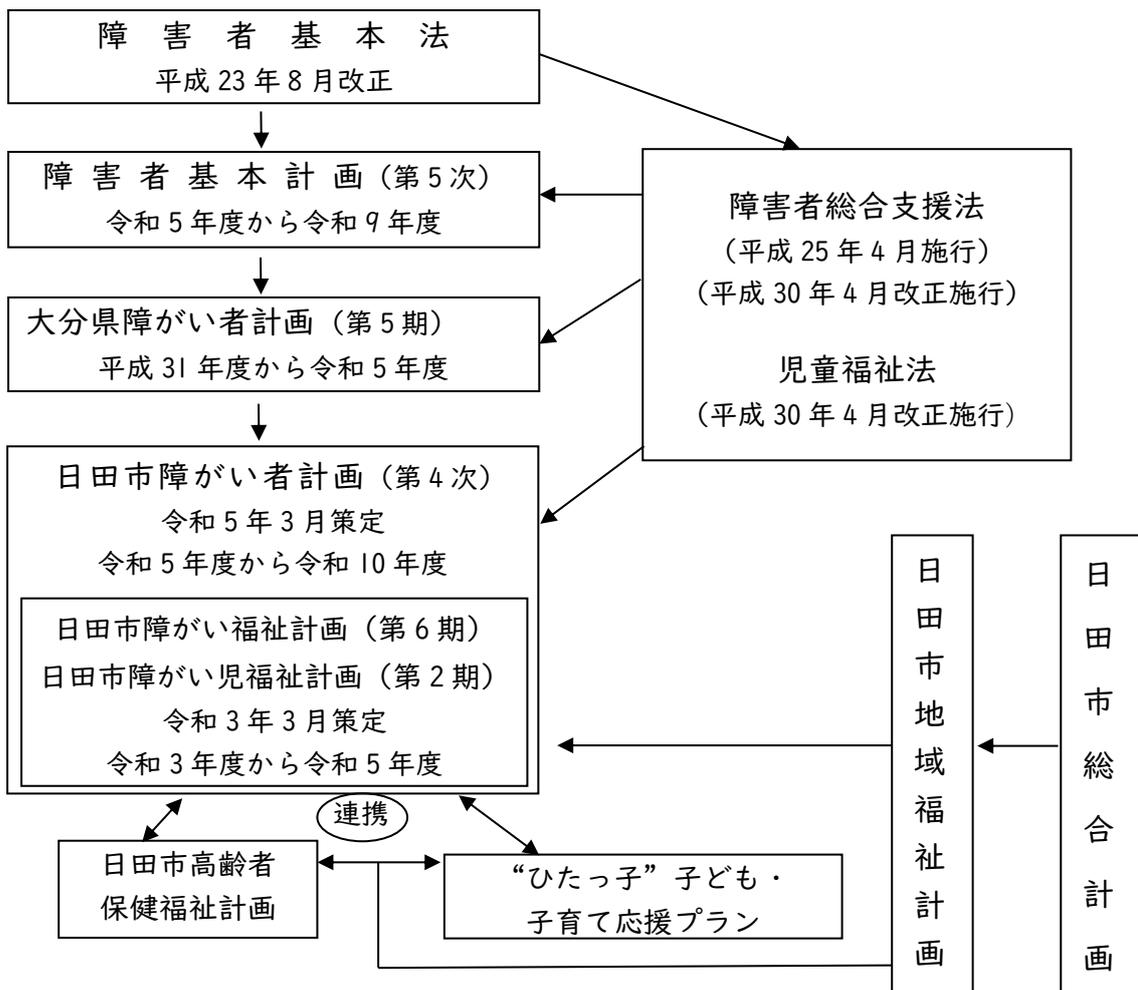
2. 障がい者を取り巻く法令・制度改正等の動き

時 期	事 項・内 容
平成 18 年	「障害者自立支援法」施行 ・身体、知的、精神障がい者へのサービスの一元化や就労支援の抜本強化など
平成 20 年	日田市障害者計画（第2次）策定（計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度） ・障害者基本法に基づく市の障がい者施策に関する基本計画
平成 23 年	「障害者基本法」改正 ・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行 ・虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など
平成 25 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 ・障害者自立支援法の見直し、障がい者の定義に難病の追加など
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」施行 ・障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の作成や実績の公表など
	障害者基本計画（第3次）策定（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度） ・障害者基本法に基づく国の障がい者施策に関する基本計画
平成 26 年	「障害者の権利に関する条約」の批准
	大分県障がい者基本計画（第4期）策定（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度） ・障害者基本法に基づく大分県の障がい者施策に関する基本計画
平成 28 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 ・障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など
	「発達障害者支援法」一部改正 ・発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、全般にわたって改正
平成 30 年	障害者基本計画（第4次）策定（計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度） 「障害者総合支援法及び児童福祉法」一部改正 ・障がい者の望む地域生活支援、障がい児支援、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備など
	日田市障がい者計画（第3次）策定（計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度） 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行
令和元年 (平成 31 年)	「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」制定 大分県障がい者計画（第5期）策定（計画期間：平成 31 年度～令和 5 年度）
令和 3 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」改正
令和 4 年	「日田市手話言語条例」制定
	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行

3. 計画の位置づけ

「日田市障がい者計画（第4次）」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、国の「障害者基本計画」及び「大分県障がい者計画」、本市における諸計画との整合に配慮しながら、本市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。

図：計画の位置付けと関連計画



4. 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とし、今後の社会情勢や障がい者を取りまく環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の策定体制と推進体制

(1) 計画の策定体制

1. 計画の策定機関

本計画の策定にあたっては、総合的な計画となるよう、障がい者、障がい者団体の代表者、関係機関・施設等の代表者、学識経験者などで構成する「日田市障害者計画策定委員会」において計画案を審議し、その意見を踏まえ、策定しました。

2. アンケート調査の実施

市内に居住する障害者手帳所持者及び障害者手帳所持者以外の方を対象に、計画策定のためのアンケート調査を行いました。

3. パブリックコメントの実施

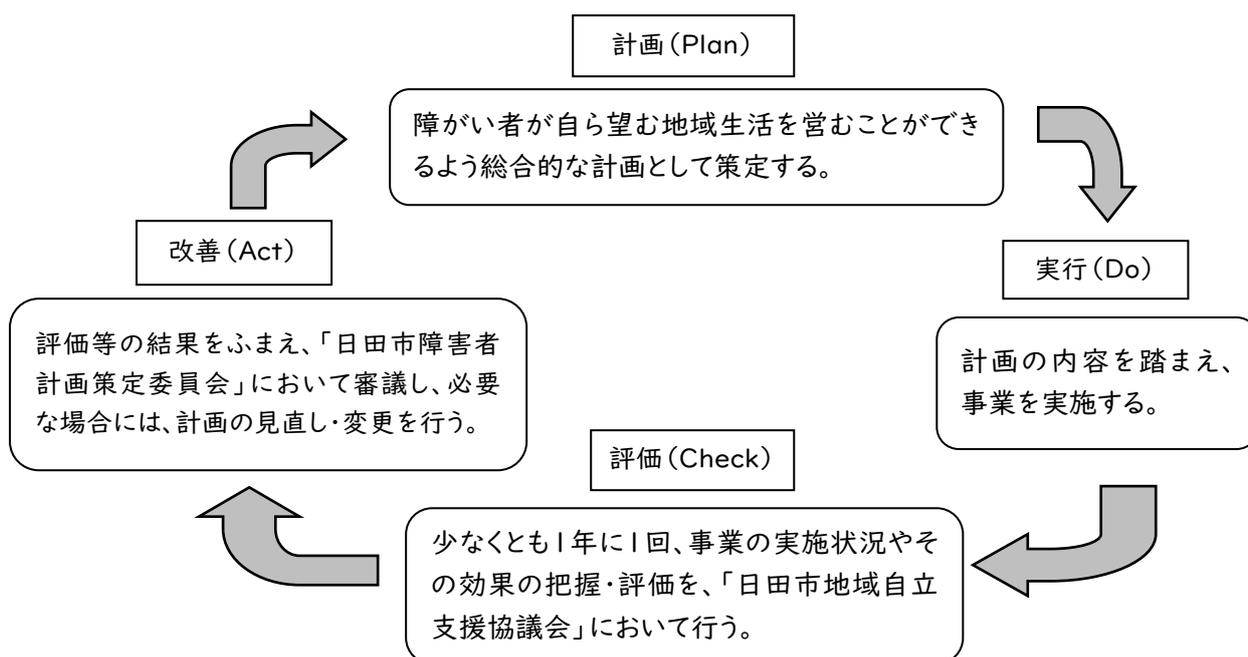
広く市民の意見を聞くために、「日田市意見提出手続要綱」に基づき、市のホームページや市役所、振興局、公民館などに計画案を設置・公表し、令和4年12月から1か月間、パブリックコメントを実施しました。

(2) 計画の推進体制

関係部局等との連携を図りながら、本計画を推進します。

また、法改正等による障がい者施策や関連施策の動向を踏まえ、事業の実施状況やその効果の把握・評価を「日田市地域自立支援協議会」において行います。

さらに、評価等の結果により必要が生じた場合は、「日田市障害者計画策定委員会」において審議し、必要な場合には計画の見直し・変更を行います。



6. 障がい者の定義

本計画における障がい者（児）とは、障害者基本法第2条の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

なお、ここでいう社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

～本計画における「障害」の「害」の字の表記について～

「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見を踏まえ、大分県では平成18年から「害」の字を「がい」とひらがな表記することとしています。このため、日田市の本計画においても、原則として「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。

7. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（イステイジ-ズ）とは、平成27年の国連サミットにより採択された平成28年から令和12年までの15年間に達成するために掲げた17の国際目標で、すべての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標です。

本計画を推進するにあたっては、その基本理念である「地球上の誰一人取り残さない」を念頭に、SDGsを意識した各取り組みを実施していきます。

SDGs 17の目標



第2節 計画の概要

1. 基本理念

第3次日田市障がい者計画では、「あらゆるバリアのない社会の中で、障がいのある人もない人も、自分らしく安心してともに暮らす日田市」を基本理念とし、各種施策を推進してきました。

第4次計画では、第3次計画を引き継ぎながら「共生社会の実現」、「障がい者自らの決定による自己実現と社会参加」、「障がい者差別のない社会」の実現を目指し、基本理念を下記のとおり定めます。

社会的な障壁のない地域で、
障がいのある人もない人も、自分らしく
安心してともに暮らす日田市

社会的な障壁のない地域で、

環境、制度、情報、こころなど社会参加を制約している社会的障壁がなくなる日田市を目指します。

障がいのある人もない人も、自分らしく

市民の誰もがお互いの人格と個性を尊重し、自分の意思に基づいて社会活動に参加できる日田市を目指します。

安心してともに暮らす日田市

障がい者が、安心して、家族や地域の人と住み慣れた場所で暮らし続けることができる日田市を目指します。

2. 計画の重点課題

基本理念に基づき、施策を推進していく上での本市の主な課題は次の5点です。

(1) 障がいや障がい者に対する偏見や差別

障害者差別解消法について知っている人は増えていますが、障がいや障がい者に対する差別や偏見は少なからず存在しています。

今後も、障がいの理解のための教育や啓発を推進し、地域の中で障がいがある人もない人も自然に交流し、お互いを理解し支え合える仕組みづくりが必要です。

(2) 自立した生活の実現、支援者の負担軽減、「親なきあと」の問題と相談支援体制の充実

障がい者の高齢化とともに、その障がい者を支える配偶者や保護者などの支援者も高齢化しています。

また、支援者がいなくなった場合、どのように暮らしていくか不安を抱える人がいます。

障がい者一人ひとりが、経済的、身体的、心理的に自立した生活ができるような支援、さらには、親なきあとの暮らしが始まる際に支援が途切れない相談支援体制づくりを充実させる必要があります。

(3) 移動しやすい環境整備や意思疎通支援の充実と災害への対応

外出時の移動手段や歩道の段差、階段の昇降の不便さといった環境面だけでなく、自分の意思を伝えることや、周囲の人とのコミュニケーションを図るときに難しさを感じている人が多い傾向にあります。障がい者自らが積極的に社会参加できるよう、環境面に配慮した取り組みや支援体制の充実が必要です。

また、近年、大きな災害が続いている本市では、障がいのある人の個別避難計画などの防災準備に関しても、日ごろから、地域で顔の見える関係性を築く、近所の人と考えるといった普段からの交流と準備ができる仕組みづくりが必要になります。

(4) 障がい特性に配慮した就労支援の取り組み

「働きたくても働けない」との意見が障がい者から聞かれます。

その理由には、障がいや病気などの個別の問題の他に、障がいに適した仕事が見つからないことや障がいに対する職場の理解などの周囲の環境の問題も含まれます。

地域で自立した生活を送るためには、自分を生かしながら働き、市民の一員として活躍することが大切です。

今後も、障がいの特性にあった就労支援の取り組みが必要です。

(5) 障がい児が安心して利用できる医療機関等の不足

療育に関する福祉サービスの障害児通所事業所は増えたものの、障がい児や医療的ケア児の療育を行う医療機関が少ないため、保護者の医療機関で行う療育へのニーズは大きくなっています。

住み慣れた地域でともに暮らすために、第3次計画に引き続き、障がい児に対する医療と福祉の連携の強化に努め、妊娠期からの切れ目のない継続支援に取り組む必要があります。

3. 基本目標

基本理念、重点課題のもと、5つの目標を定め、施策を推進していきます。

1. 社会的障壁をなくし、お互いに認め合える日田市

《基本方針》

- (1) 障がいや障がい者に対する正しい理解の普及
- (2) 福祉教育の充実
- (3) ボランティアなどの育成、市民交流活動の促進
- (4) 差別の解消・権利擁護

2. 安全、安心に暮らせる日田市

《基本方針》

- (1) 防災・防犯等の対策の推進
- (2) 誰にでもやさしいまちづくりの推進
- (3) 保健・医療の充実

3. 自分らしく自立して生活できる日田市

《基本方針》

- (1) 就労支援の充実
- (2) 地域生活の促進

4. 生きがいをもって社会に参加できる日田市

《基本方針》

- (1) 情報・コミュニケーションの充実
- (2) 文化・スポーツ活動の促進
- (3) 地域活動の促進

5. すべての子どもが健やかに成長できる日田市

《基本方針》

- (1) 切れ目ない療育・教育体制の確立
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 障がい児医療の充実

4. 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策の方向性	施策分野
障がいのある人もない人も、自分らしく安心してともに暮らす日田市	1. 社会的障壁をなくし、お互いに認め合える日田市	(1) 障がいや障がい者に対する正しい理解の普及	①障がい者理解、配慮のための啓発・広報活動の推進	啓発・広報
		(2) 福祉教育の充実	①福祉教育の充実	
		(3) ボランティアなどの育成、市民交流活動の促進	①ボランティアなどの育成・市民交流活動の促進	
		(4) 差別の解消・権利擁護	①障がいを理由とする差別や偏見の解消 ②障がい者の権利擁護の推進及び虐待の防止	権利擁護
	2. 安全、安心に暮らせる日田市	(1) 防災・防犯等の対策の推進	①災害時の障がい者等を支える仕組みの整備	防災・防犯
			②防犯・安全等の対策の推進	
		(2) 誰にでもやさしいまちづくりの推進	①住宅、公共施設等のバリアフリー推進	生活環境
			②移動、交通手段の利用しやすさの整備	
		(3) 保健・医療の充実	①保健事業の充実	保健・医療
			②医療、リハビリテーションの充実 ③難病患者の医療と療養生活の確保	
	3. 自分らしく自立して生活できる日田市	(1) 就労支援の充実	①一般就労が困難な障がい者に対する支援	雇用・就労
			②多様な就業機会の促進	
			③就労支援に携わる人材育成	
		(2) 地域生活の促進	①相談支援体制の充実	生活支援
			②在宅サービスの充実	
			③親なきあとの生活支援の推進	
			④外出支援の充実	
		4. 生きがいをもって社会に参加できる日田市	(1) 情報・コミュニケーションの充実	①情報・コミュニケーションのバリアフリー化
	(2) 文化・スポーツ活動の促進		①文化・スポーツ活動への参加促進	日中・社会活動
	(3) 地域活動の促進		①地域活動や市民交流の促進	
5. すべての子どもが健やかに成長できる日田市	(1) 切れ目ない療育・教育体制の確立	①乳幼児から一貫した療育、教育体制の充実	療育・保育教育・育成保健	
		②教育環境の整備・ともに学ぶ場の整備		
	(2) 相談窓口の充実	①早期からの発達相談窓口や支援の充実		
(3) 障がい児医療の充実	①障がい児が安心して利用できる医療体制の整備			

第2章 各論

第1節 [基本目標]

1. 社会的障壁をなくし、お互いに認め合える日田市

[基本方針] (1) 障がいや障がい者に対する正しい理解の普及

《現状と課題》

広報ひたのコラム等で障がいに関する掲載をすることや自治会、職場などに出向き出前講座を行うこと、障害者週間等で障がい者のアートを展示することなどで障がいの理解を深めるための啓発活動を行ってきました。

アンケートでは、障がい者福祉に「ある程度関心がある」「とても関心がある」と回答した人が76.6%（前回73.5%）、「あまり関心がない」「まったく関心がない」と回答した人が14.1%（前回13.9%）と前回と比較すると「関心のある人」が微増しましたが、「関心のない」理由として、「自分の親族や知人に障がいのある人がいない（21.5%）」「自分が何をすれば良いかわからない（20.3%）」「障がいのある人と接する機会がない（19.0%）」などの理由が多く、今後も、障がいや障がい者に対する正しい理解の取り組みを推進する必要があります。

《施策の方向性》

障がいについて身近に考える機会が多いほど、障がいや障がい者への関心や理解が進むことから、今後も広報や講座などを通じて啓発・広報活動を継続し、障がいや障がい者への市民の一層の理解を推進します。

《具体的施策》

1- (1) - ①障がい者理解、配慮のための啓発・広報活動の推進

具体的施策の内容
・障がい者やその家族の意見を尊重しながら、広報ひたや市のホームページ、ケーブルテレビなど、あらゆる広報媒体を活用し、障がい者施策や障がい者の活動、障がい者団体などが主催する行事などを広く市民に紹介していくとともに、障がいや障がい者についての正しい理解を深めるため、引き続き周知啓発に努めます。
・「障害者週間」(12月3日～9日)の趣旨について、広く市民の理解を得るため、啓発・広報を推進します。また、ボランティア団体、福祉施設・関係団体などと協働して、「市民健康福祉まつり」など障がい者も参加できるイベント等の開催と充実を図ります。
・合理的配慮の正しい知識や車椅子利用者用駐車施設等の適正利用、障がい者に関する各種マークについての周知を図ります。

・「自発的活動支援事業」などを通じ、障がい者の自発的な活動を支援するとともに、障がい者からの発信を積極的に活用して障がいについての理解・促進を図ります。

・各種記念行事・イベントなどの機会を利用し、啓発用パンフレットなどを作成・配布し、障がいと障がい者に対する理解と認識を深めます。

【基本方針】（２）福祉教育の充実

《現状と課題》

人権研修のゲストティーチャーとして障がい者が学校等に出向くことや障がい体験用具等を活用した疑似体験学習を行うこと、特別支援学校の児童や生徒が他校と交流するなどの福祉教育を推進しています。

アンケートでは、「障がいの理解を深め、差別や偏見をなくすために必要なこと」に、「学校での福祉教育の充実 21.9%（前回 21.4%）」「障がいのある人との交流の場 18.9%（前回 16.5%）」と回答する人が多く、自由意見としても、幼少期から障がいについて学ぶ機会や障がい者との交流の経験が、差別や偏見をなくすことにつながるという意見がありました。

また、障がいについて、「学校教育の中で学んだことがある人」の割合は、全体で61.4%（前回 65.6%）と、学校での福祉教育が継続されていることがわかります。

今後も、学校や地域での福祉教育を継続しながら、お互いの人格や個性を尊重するところや意識を育み、高めていく必要があります。

《施策の方向性》

幼少期から障がいについて学び、障がいのある人と交流することでお互いの理解が深まり、助け合いや、ともに生きる基盤が形成されると考えます。

今後も、学校教育の中で継続した福祉教育ができるよう、障がい者との交流や体験などの取り組みを推進します。

《具体的施策》

Ⅰ－（２）－①福祉教育の充実

具体的施策の内容

・学校での「福祉施設への訪問」や「障がいのある人をゲストティーチャーに招いての交流及び共同学習」「特別支援学校との交流」を引き続き推進します。

・障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、社会福祉協議会と連携し、地域に出向いて障がいや障がい者に関する講座や体験学習などの取り組みを推進します。

[基本方針] (3) ボランティアなどの育成、市民交流活動の促進

《現状と課題》

障がい者アンケートの「地域の行事や活動に参加したことがありますか」では、「参加していない30.3%(前回45.3%)」「自治会活動・祭りなどの地域活動23.6%(前回21.2%)」「趣味やスポーツ活動9.0%(前回6.1%)」と地域の活動への参加が少し進んだようです。

また、アンケートの「今までに障がいのある人に、支援を行ったことはありますか」では、「話し相手や声かけ25.5%(前回21.8%)」「移動の支援17.1%(前回16.5%)」「身体的な介護12.6%(前回8.9%)」「したことがない11.3%(前回14.9%)」と、実際に支援をした人も少し増えています。

今後も、新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら、ボランティアなどの育成や地域での交流活動を通じて、お互いに支え認め合う意識を醸成していく必要があります。

《施策の方向性》

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害福祉サービスなどの公的な支援だけでなく、活発なボランティア活動が重要となります。

また、関係機関と連携し、青年期から学びや体験等を通してボランティア活動に参加できる環境づくりやボランティア活動を通じての障がいや障がい者に対する理解の推進、障がい者が地域活動に参加できるための支援の輪を広げる取り組みに努めます。

《具体的施策》

1 - (3) - ①ボランティアなどの育成、市民交流活動の促進

具体的施策の内容
・手話や点字養成講座を開催し、奉仕員の養成を行います。
・社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に対する理解の啓発・広報に努めます。また、ボランティア登録者やボランティア団体の活動機会の拡充や啓発事業、イベントの活動を支援します。
・高等学校のJRC(青少年赤十字)部などの活動と障がい者との交流のマッチングを図ります。
・イベント開催時など、障がいのある人が参加しやすいように合理的配慮の推進を図ります。

[基本方針] (4) 差別の解消・権利擁護

《現状と課題》

本市では、平成25年度から虐待防止センターの一部機能を委託し、相談機能の充実を図っています。また、平成31年4月に「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を制定し、障がい者への差別的取り扱いや虐待の防止、合理的配慮についての周知啓発を行ってきました。さらに、令和2年度には、「成年後見センター」を設置し、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守るための取り組みを行っています。

アンケートでは、「少なからず障がいのある人に対して偏見や差別があると思う83.1%(前回83.2%)」と回答した人が前回と同様に高く、そのような場面を63.1%(前回64.7%)の人が見たことがあると回答しています。

また、アンケートの「障害者差別解消法を知っている人31.6%(前回9.8%)」や「成年後見制度について知っている人34.5%(前回33%)」「合理的配慮について知っている人29.2%」と約3割の人が「知っている」と回答しています。

また、「虐待防止法について知っている人19.9%(前回14.9%)」「虐待を発見した場合の通報の義務を知っている人26.9%(前回27.9%)」「虐待の通報窓口を知っている人24.6%(前回24.2%)」となっています。

今後も引き続き、差別の解消・権利擁護の取り組みや周知啓発を推進する必要があります。

《施策の方向性》

障がい者が地域でともに暮らしていくためには、社会的障壁をなくし、「障がいのある人」と「障がいのない人」を分け隔てるのではなく、誰もが市民の一員として支え合えるまちづくりが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが障がいへの理解や、法律や制度、活動などに関心を持つことが大切です。そして、個人だけではなく、地域で活動している人や企業などにも積極的に啓発活動や広報活動を行い、地域全体で差別の解消・権利擁護に取り組む環境整備に努めます。

《具体的施策》

1 - (4) - ①障がいを理由とする差別や偏見の解消

具体的施策の内容
・「障害者週間(12月3日～9日)」や「人権週間(12月4日～10日)」などの周知を図り、「障害者差別解消法」や「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」の趣旨に基づき、広報ひた、市のホームページ、ケーブルテレビなど、あらゆる広報媒体を活用しながら、広く市民に障がいや障がい者に関する周知啓発を行います。

1 - (4) - ②障がい者の権利擁護の推進及び虐待の防止

具体的施策の内容
・広報ひた、市のホームページ、ケーブルテレビなど、あらゆる広報媒体を活用し、広く市民に「障害者虐待防止法」や「成年後見制度」の広報や啓発を行います。
・障がい者等の権利擁護について、必要な知識を習得するため関係機関と連携し、障がい福祉サービス関係職員等に対する研修の充実に努め、スキルアップや資質向上の支援を行います。
・「日田市障害者虐待防止センター」を中心に、障がいのある人への虐待の防止及び早期発見に努めます。
・「成年後見センターひた」の機能を充実させ、相談業務や、制度の広報・普及活動を行うとともに、市民後見人の養成や活動支援に取り組みます。
・障がい者の生活の様々な場面で権利利益を侵害されることなく、安心して日常生活が送れるよう、各相談支援事業所、社会福祉課等、相談窓口の強化と関係事業所等の連携を図ります。
・内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるよう、支援や配慮して欲しい内容を記載し携帯するヘルプマーク(カード)を配布するとともに、その周知・啓発に取り組みます。
・福祉サービスの利用に際し、不利益を被ることのないよう、また、希望するサービスに対応する質の高いサービスが的確に利用できるよう、障がい者などからの苦情に適切に対応できる苦情解決体制を整備し、利用者の権利擁護を図ります。

第2節 [基本目標]

2. 安全、安心に暮らせる日田市

[基本方針] (1) 防災・防犯等の対策の推進

《現状と課題》

近年、大きな災害が続いた本市では、災害への備えへの関心が非常に高くなっています。

本市では、市内の福祉施設等30か所（令和4年3月末時点）と福祉避難所の協定を結び、災害時の避難場所の確保に努めるとともに、避難時の支援が円滑にできるよう災害時要援護者台帳を整備してきました。

障がい者のアンケートでは、実際に体験した災害で困ったことに「特に困ったことはなかった42.3%（前回38.2%）」と回答した人に対して、「災害が発生したことや正確な情報を知ることができなかった9.6%（前回9%）」「避難することができなかった3.2%（前回4.7%）」との意見がありました。

また、近年では、近隣の世帯の状況を把握することが難しく、地域にどのような人が暮らしているのか、お互いの顔を知らない傾向にあります。このため、自治会や民生委員などと連携し、日ごろから地域で顔がみえる防災、防犯の取り組みを推進する必要があります。

《施策の方向性》

日ごろから、障がいのある人が常に防災・防犯等の情報が取得できる体制を整備するとともに、地域での支援体制を強化し、災害発生や緊急時に円滑かつ安全に避難できる仕組みづくりを関係部署や関係機関と取り組みます。

《具体的施策》

2 - (1) - ①災害時の障がい者等を支える仕組みの整備

具体的施策の内容
・災害時に地域で協力し速やかに安全の確保や避難ができるよう、避難行動要支援者に対し、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、相談支援専門員などと連携し、「個別避難計画」の作成や災害時の安否確認、避難誘導等の取り組みを支援します。
・災害時に支援を要する障がい者等の情報を記載した「避難行動要支援者名簿」を市が作成し、本人から同意を得たうえで、自治会や民生委員・児童委員、消防団等の地域の関係者へ、あらかじめ情報を提供しておくことで、地域において避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認が行える体制づくりを促進していきます。
・関係機関と連携し、福祉避難所の整備を進めます。
・関係部署や関係団体と連携し、広報ひた、市のホームページなどを活用して防災意識を高めるための普及・啓発を図ります。

2 - (1) - ②防犯・安全等の対策の推進

具体的施策の内容
・障がい者が緊急時に迅速かつ正確な情報を取得し、通報ができるよう情報の入手方法や通報方法等について周知及び支援を行い、緊急時の安全の確保に努めます。
・障害福祉サービス事業所での防犯訓練の実施を図ります。
・一人暮らしや障がい者のみ世帯等に対し、火災、防災等の緊急時や消費者トラブル等の防犯対策として、緊急通報装置の設置促進を図ります。
・耳や言葉に障がいのある人が緊急時に警察や消防に通報できるNET119 やメール(ファックス)110番及び119番の周知を図ります。

【基本方針】(2) 誰にでもやさしいまちづくりの推進

《現状と課題》

本市では、市内のバリアフリースイレや駅前の車椅子利用者用駐車施設、公民館の点字ブロックの調整や庁舎内の環境整備を行うなど、誰もが利用しやすい環境へのバリアフリーを進めてきました。

障がい者のアンケートでは、外出時の交通手段として約4割の人が自家用車を利用しています。また、外出時に困ったり不便を感じることに「歩道、道路、出入口に段差がある 11.8% (前回 12.7%)」「階段の昇降が困難である 10.6% (前回 12.5%)」「障がい者が使えるトイレが少ない 4.5% (前回 8.4%)」と回答しています。

バリアフリー化は少しずつ進んでいますが、今後も市内のバリアフリースイレや点字ブロックの改修、音声案内、段差解消など、誰もが安全、安心して外出できる環境整備を進めていくことが必要です。

《施策の方向性》

誰もが安全に外出などを楽しめる環境を整えていくためには、バリアフリー化はもちろんのこと、移動、交通手段の整備は欠かせません。市民の理解と協力を得ながら関係機関と密に連携し、環境の整備に努めます。

《具体的施策》

2 - (2) - ①住宅、公共的施設等のバリアフリー推進

具体的施策の内容
・障がいのある人の身体状況や介護者に配慮した住居環境に改善するため、住宅改造に要する経費の助成を行います。
・関係部署と連携し、公共施設やバリアフリースイレなど誰もが利用しやすい環境へのバリアフリー化を推進します。

・関係部署と連携し、誰もが安全に外出できるように、歩道や点字ブロックの改修など、道路整備や音声案内などの整備を図ります。

・民間の公共的施設については、事業者に対して障がいのある人等が安全かつ容易に利用できるよう、施設や環境面のバリアフリー化の協力を促します。

2－（2）－②移動、交通手段の利用しやすさの整備

具体的施策の内容

・誰もが日常生活での移動に困難がなく、目的の場所に気軽に外出できるように、バス会社、タクシー会社、JR等と連携し、市内の交通網の充足や移動、交通手段の支援を図ります。

・各種公共交通機関における料金割引制度等を周知し、障がいのある人の移動や外出を支援します。

・各種障害福祉サービスの実施により、障がい者の外出支援の充実を図ります。

〔基本方針〕（3） 保健・医療の充実

《現状と課題》

障がい者のアンケートでは、「障がいの重度化や病気の悪化が心配 26.6%（前回 25%）」と回答しています。また、半数以上の方が月に一度は通院をしていますが、「専門医が近くにいない」「栄養管理が難しい」「薬の管理が難しい」という意見もあります。

障がいの重度化や病気の悪化の予防のためには、日常の健康管理やかかりつけ医との連携が必要です。障がいを理解し、保健や医療について必要な時に気軽に相談できる相談窓口の充実や、福祉関係機関がかかりつけ医や専門医と連携して適切な医療が受けられるよう支援する体制づくりが必要です。

《施策の方向性》

障がい者が安心して地域で暮らし続けるためには、子どもの頃からの健康管理や必要な時に適切に医療を受けることができる「かかりつけ医」を身近にもつことが重要です。

市民が安心して医療機関を利用できるよう、医療や福祉の連携を密にすることで支援の強化を図ります。また、難病患者に対する支援の強化に努めます。

《具体的施策》

2－（3）－①保健事業の充実

具体的施策の内容

・関係部署と連携し、健康教育、健康相談、各種検診（健診）などの保健事業を推進します。

2 - (3) - ②医療、リハビリテーションの充実

具体的施策の内容
・医師会や医療機関などの関係機関と連携し、本市における障がい児者の現状の情報を共有し、支援体制の確認やサービスの周知を行います。
・医師会や医療機関など関係機関と連携のもと、障がいに関する専門的な医療やリハビリテーションの技術者等の確保に努めます。
・リハビリテーションに関する相談を受け、医療機関、障がい福祉や介護保険サービスとの連携を図り、適切な医療や福祉サービスの利用を図ります。
・重度心身障がい者医療費給付事業を継続し、医療費を一部助成することにより経済的負担の軽減を図ります。

2 - (3) - ③難病患者の医療と療養生活の確保

具体的施策の内容
・保健所と連携し、難病患者の状況把握を行い、相談窓口の強化を図ります。
・難病患者等の障害福祉サービス等の利用について周知を図ります。

第3節 [基本目標]

3. 自分らしく自立して生活できる日田市

[基本方針] (1) 就労支援の充実

《現状と課題》

一般就労に関する相談は、主に公共職業安定所（ハローワーク）や県が委託する障害者就業・生活支援センターを中心に支援を行いますが、福祉的就労を視野にいれた相談となる場合は、相談支援事業所などと協働して支援を行っています。

また、本市では、障がい者が自身の特性を生かして地域で活躍できるよう、農林業の分野と障がい者の働く能力をつなぐ「農福連携」の取り組みをすすめ、農林業者と就労継続支援事業所とのマッチングを行っています。

障がい者のアンケートでは、「仕事をしている」と回答した人が38.5%（前回38.3%）となっています。仕事をしていないの理由としては、「体調不良や医師、家族に仕事を止められている17.6%」「働く自信がない11.3%」「自分に合った仕事が見つからない10.2%」との回答があります。

また、働くうえでの条件としては、「障がいにあった仕事内容であること19.1%（前回17.2%）」「障がいに対する周囲の理解があること14.6%（前回14.3%）」「障がいにあった勤務条件であること10.9%（前回11%）」などがあり、個人的な問題だけでなく、障がいにあった仕事や企業、農林業者の理解が依然として必要です。

就労については、障がい者自身の意欲や能力の獲得や向上以外にも、雇用する企業や職場での理解、あわせて職場で障がい者を支援する人材の育成などが必要であることから、国や県の関係機関と連携しながら、総合的に支援する必要があります。

《施策の方向性》

就労を希望する人や、支援を行うことで就労につながる人への支援の充実を図るため、福祉的就労の底上げや就労支援を行う人材育成やサポート体制を作ります。

また、福祉の分野だけの取り組みでは、障がい者の就労に対する理解や働く場の確保が広がらず、一般就労後の支援も得られにくい状況があるため、企業や農林業者の団体との連携体制を構築しながら、より良い支援体制を確立していきます。

《具体的施策》

3 - (1) - ① 一般就労が困難な障がい者に対する支援

具体的施策の内容
・障がい者の福祉的就労の場を確保するとともに、就労を通じた障がい者の社会参加を促進します。
・就労継続支援事業所が福祉的就労のより良い職場となるように、事業所の特徴を生かした作業内容の検討や支援スキルの向上を含め、市全体での質の向上を図ります。

・障がい者の福祉的就労に対する市民や事業主、農林業関係者などの理解の促進を図るため、広報活動や連携に努めます。

・「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの物品・サービスの優先調達を推進します。

・就労する障がい者に対し、地域生活に必要な支援を図るとともに、共同生活援助（グループホーム）などの生活の場の確保と利用の促進に努めます。

3－（１）－②多様な就業機会の促進

具体的施策の内容

・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所などの関係機関と連携し、障がいのある人の個々の状況や能力に応じた雇用への働きかけや障がい者雇用推進に向けて情報・意見交換を行います。

・「農福連携」の取り組みとして、農家、農業生産法人、農協等、農林業体験や実習による障がい者の受入れを進め、雇用の促進を図ります。

・商工会議所や商工会などの企業団体との連携体制を構築し、障がいや障がい者への理解と雇用を推進します。

・障がいのある生徒の職業意識の育成と社会的自立に向けての学習の場として、特別支援学校と連携し、職場実習を実施します。

・一般就労後の定着を図るため、相談窓口の周知や充実を図ります。

3－（１）－③就労支援に携わる人材育成

具体的施策の内容

・就労支援に携わる関係機関の人材育成の体制を整備し、障がい者が働くことができるようになるための就労支援のスキルアップを図ります。

・障がい者の個別の特性に応じた就労への支援ができるよう、事例検討や研修を行います。

[基本方針]（２）地域生活の促進

《現状と課題》

本市では、地域で暮らす障がい者の自立した生活を支えるために、各種在宅福祉サービスを障害者総合支援法に基づき行い、その利用者数は年々増加しています。

また、令和３年度より地域生活支援拠点の体制づくりを開始し、障がい者が地域で安心して生活続けることができる支援体制の整備を行っています。

障がい者のアンケートで、生活するうえで、悩みや困りごとを相談する相手は「家族・親戚３８．８％」が最も高く、障がい者が地域で自立して生活を送るために重要だと思うことは、「年金・手当や経済的支援１９．１％」「相談窓口や情報提供１２．５％」でした。

また、父母と暮らしている人が25.3%と配偶者28.1%に続いて多く、「将来どのような暮らし方を望んでいるか」については、「自宅で暮らしたい58.6%」と約6割の人が自宅で生活することを望んでいます。

しかし、アンケートの自由意見や当事者や保護者の相談で「親なきあと」の生活を心配する声も多く聞かれ、その相談支援や地域で安心して生活が続けることができる支援体制の整備を行う必要があります。

また、「外出時にヘルパーによる移動支援」の福祉サービスを利用したいと回答した人は8.5%と、外出時のサポートを希望する人も1割あり、今後も「自分の行きたいところに外出する」という自己選択や自己決定への支援を継続する必要があります。

《施策の方向性》

地域生活を支えるうえで、重要な役割を担っている在宅福祉サービスと相談窓口については、今後も充実を図り、「親なきあと」の問題に関しても、関係機関と連携し、適切に対応できるよう支援体制の確立を図ります。

《具体的施策》

3-(2)-①相談支援体制の充実

具体的施策の内容
・障がい者やその家族、関係者等からの幅広い相談に対応できるよう、相談機能の体制を強化・構築し、総合的な相談体制の整備を図ります。また、市民に対して、相談窓口の周知に努めます。
・障がい者のプライバシーに配慮しながら、自治会、民生委員・児童委員、各種相談員などと必要な情報を交換し、障がい者の立場に立った信頼性の高い相談支援に努めます。
・障がい者の日常生活の支援と安定を促進するため、地域移行や地域定着に向けた相談体制の強化とピアカウンセリングの充実を図ります。

3-(2)-②在宅サービスの充実

具体的施策の内容
・障がい者の在宅生活を支援し、家庭における介護者の負担軽減を図るため、障がい者や介護者それぞれの状況に応じた在宅サービスの提供に向けて、サービス提供体制の充実と利用の促進を図ります。
・地域移行や地域定着における地域での生活の支援体制、円滑なサービス提供を図ります。
・ヘルパーの育成強化を行います。
・障害基礎年金制度や生活福祉資金貸付制度の周知を行います。
・特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当など各種福祉手当制度について周知を図り、支給を行います。
・心身障害者扶養共済制度の周知を行います。

・補装具や日常生活用具給付制度の利用の促進を図ります。
・精神科病院や保健行政機関と連携し精神障がい者のサービスの充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築のための協議を推進します。
・障がい者が利用しやすい市営住宅の整備や共同生活援助(グループホーム)の活用のほか、在宅の住宅改造費の補助および、一般住宅等へ入居を希望する障がい者に対し必要な相談・助言を行い、地域生活の支援に努めます。

3 - (2) - ③親なきあとの生活支援の推進

具体的施策の内容
・障がい児者が住み慣れた地域で安心して生活するために、在宅サービスの充実やグループホームなどの充実を図ります。
・「親なきあと」について、保護者や障がい者に対し、必要な情報提供を行うとともに、保護者が元気な頃から相談できる支援体制の充実を図ります。
・地域生活支援拠点体制の構築と充実を図ります。

3 - (2) - ④外出支援の充実

具体的施策の内容
・外出先での不安などの解消や、外出手段の不便さの解消を進め、外出サポートの充実を図ります。
・障がい児者が、余暇を楽しむ、活発に交流する、仕事に出かける等、自立した生活が広がるように、外出に関する資源の開拓を図ります。
・外出時のヘルパーによる支援について、これまでの個別支援に加え、グループ支援型にも取り組みます。

第4節[基本目標]

4. 生きがいをもって社会に参加できる日田市

[基本方針] (1) 情報・コミュニケーションの充実

《現状と課題》

本市では、広報ひたをユニバーサルデザインに配慮した文字に変更することや、社会福祉協議会やボランティア団体と連携して、視覚障がい者の点字や音声による情報提供、聴覚障がい者への手話通訳派遣や文字表示機能付き防災ラジオの貸与など、障がい特性に応じた情報発信やコミュニケーションが図れる取り組みを行ってきました。

障がい者のアンケートでは、福祉サービスに関する情報は、「市報などの広報誌 14% (前回 14.8%)」と前回に引き続き最も高い結果になっています。

また、外出するときに困ったり不便を感じたりすることに「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい 8.2% (前回 9%)」と回答した人や、生活の中で悩み事や困ったことに「必要な情報を得ること 4% (前回 3.9%)」と回答している人がいます。

今後も、障がい者が必要に応じて情報取得や発信ができるよう、体制の充実に努める必要があります。

《施策の方向性》

障がい者が必要な情報を円滑に得ることができるよう、障がいに配慮した情報発信を行い、あわせて、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通を担う人材の育成・確保や情報意思疎通支援用具の提供などの取り組みを推進します。

《具体的施策》

4- (1) - ①情報・コミュニケーションのバリアフリー化

具体的施策の内容
・市の広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用し、制度などを分かりやすい表現で伝え、障がい者が必要なサービス等を自ら選択し利用できるような情報を提供します。
・電子申請・届出など可能な手続きを拡充し、利便性の向上に努めます。
・点字や声の広報ひた、社協だより等の発行を継続し、障がいのある人への情報発信に努めます。
・点字、手話奉仕員養成事業の推進等、支援体制の充実に図ります。
・障がいのある人が日常生活に必要な情報を取得できるように、市民や企業・団体等に障がいの特性に配慮した情報発信やコミュニケーションの理解と協力を求めます。
・市施設等における視覚、聴覚障がい者のための情報支援機器等の整備を図ります。

・情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ「アクセシビリティ」に配慮した情報提供に努めます。

・「日田市手話言語条例」について、市民及び事業所に対して周知・啓発を行い、聴覚障がい者への合理的配慮等の理解と協力を求めます。

〔基本方針〕（２）文化・スポーツ活動の促進

《現状と課題》

本市では、障がい者が気軽に参加できるよう、障がい者団体などと連携してスポーツ大会への参加や文化活動の支援を行っています。

また、文化活動として、市民健康福祉まつりや県が主催する作品展などに参加をする支援の他に、市内の店舗や市役所内に障がい者のアート展示を行ってきました。

障がい者のアンケートでは、地域の行事や活動に参加したこととして、「趣味やスポーツ活動」「文化・スポーツ事業」と回答した人があわせて16.5%（前回10.9%）います。

今後も障がい者が、生きがいを持ってスポーツ活動や文化活動に参加できるよう支援を継続していく必要があります。

《施策の方向性》

スポーツや文化活動を推進するため、障がい者団体が行っている活動支援に合わせ、市や県が開催するスポーツや文化活動への参加の支援を行い、仲間との交流やコミュニケーションを深める機会の確保に努めます。

また、その活動の場となる施設が、障がいがある人にもない人にも利用のしやすいものとなるよう、バリアフリー化や利用料の助成などを継続していきます。

《具体的施策》

4－（２）－①文化・スポーツ活動への参加促進

具体的施策の内容
・広報ひたなどを利用して、障がい者の文化・スポーツ・レクリエーション活動の広報に努めます。
・文化やスポーツ活動に障がい者が気軽に参加、観覧しやすいように、合理的配慮を推進します。
・各施設を利用しやすくするために、施設のバリアフリー化や利用料の助成の継続と啓発を行います。
・市民健康福祉まつりや県が主催する作品展などへの積極的な参加を促進します。また、企業や関係団体と連携し、障がい者の文化活動の発表の場の確保に努めます。
・市や県が主催するスポーツ大会やレクリエーションへの参加を促進します。

・障がい者の制作した芸術作品の展示や各種イベントへの参加を支援します。

〔基本方針〕（３）地域活動の促進

《現状と課題》

障がい者のアンケートでは、４割の人が週に５日以上は外出し、その目的は、「買い物３３．８％」「病院２９％」「仕事１３．３％」でした。

また、約７割の人が地域の行事や活動に参加したことがあると回答し、２３．６％（前回２１．２％）が「自治会活動・祭りなどの地域活動」と回答しています。

一方、参加していない人の理由として「参加したい行事がない２６．９％（前回２３．５％）」「一緒に行く人がいない１６．４％（前回１８．２％）」などの意見の他に自由意見として「人と会うのが苦痛」や「迷惑をかける」などがありました。

近年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域のイベントや活動が減少している状況ですが、感染予防に留意して障がい者が社会参加できるよう、地域とのつながりや移動手段を確保するなどの継続した支援が必要です。

《施策の方向性》

障がい者が楽しみや生きがいをもって生活を送るためには、いろいろな活動に参加し、人との交流を増やすことが大切です。

就労や趣味の活動や交流、仲間づくりなど、自分で活動を選択しながら、様々な活動に参加できるよう、新型コロナウイルス感染症予防に留意しながら日中活動系サービスの充実や、地域活動支援センター、自発的活動支援事業の取り組みなどの促進を図ります。

《具体的施策》

４－（３）－①地域活動や市民交流の促進

具体的施策の内容

・障がい者が自分で活動を選択しながら、様々な活動に参加できるように、地域活動支援センターや自発的活動支援事業などの取り組みの促進を図ります。

・地域での祭りや自治会活動などに障がい者が参加しやすいように、合理的配慮を推進します。

・精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域での活動拠点や市民との交流の場づくりなどを推進します。

第5節 [基本目標]

5. すべての子どもが健やかに成長できる日田市

[基本方針] (1) 切れ目ない療育・教育体制の確立

《現状と課題》

アンケートにおいて、「障がいや発達に遅れのある子どもに必要なこと」に「障がいの状態や特性に応じた教育の実施」との回答が前回9.9%から13.9%と増加しています。また、1割の方が「乳幼児期から老年期までの一生を通じた支援」と回答しています。

切れ目のない子育て支援を行うには、医療、保健、福祉、教育等の関係部局が引き続き連携し、「日田市特別支援連携協議会」などにおいて、障がいのある乳幼児、児童・生徒に対する教育支援体制の整備を図る必要があります。

また、子どもたちと接する機会の多い地域の認定こども園や保育園等、小・中学校の職員、施設の指導員等を対象に、発達の気になる子どもたちへの関わりについての理解と支援スキルの向上を図るため、引き続き療育セミナーや巡回相談を開催する必要があります。

そして、幼い頃からの障がい者との交流は、ともに生きていくための芽が育つと考えることから、教育環境として、障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶ場の体制づくりやバリアフリー化を促進し、誰もが学びやすい環境整備も引き続き必要です。

《施策の方向性》

共生社会の実現に向け、すべての子どもが個々の特性をふまえて、その年齢や能力に応じた支援や教育を受けることができる仕組みづくりに取り組みます。

《具体的施策》

5 - (1) - ①乳幼児から一貫した療育、教育体制の充実

具体的施策の内容
・「ひたっこ支援ファイル」を積極的に活用し、一貫した支援と有効活用を推進します。
・乳幼児期から中学校を卒業するまでの間、一貫した支援が行えるよう日田市特別支援連携協議会での連携及び支援体制を強化し推進します。
・小、中学校や保育所等に「発達障がい者支援専門員」を派遣し、現場への実践指導等を行い、障がいやその特性の早期把握、早期療育に向けた支援を行います。

5 - (1) - ②教育環境の整備・ともに学ぶ場の整備

具体的施策の内容
・教育、保育施設や放課後児童クラブにおいて、障がいの有無に関わらず、子どもたちがともに学び、育ち合う環境の整備を図ります。
・市内の小中学校に支援学級を39学級設置しており、引き続き、教育委員会と連携し、ともに学ぶ場を目指した受け入れ体制の充実を図ります。
・長期休暇や休日、放課後における障がい児等の活動の場の整備、充実を図ります。
・医療的ケア児のための教育環境の整備を図ります。

[基本方針] (2) 相談窓口の充実

《現状と課題》

アンケートにおいて、「障がいや発達に遅れのある子どもに必要なこと」に、前回に引き続き約1割の人が「身近な相談先の確保」と回答しています。

本市では、乳幼児健診や子どもの発達相談などを行い、市の保健、児童福祉部局と県の保健所、児童相談所などと連携を図りながら、早期に療育などの支援につなぐ体制を整備しています。

また、療育訓練事業では、障がい児の家族が相談を行う活動を行い、寄り添った相談となっていることから、引き続き支援していく必要があります。

《施策の方向性》

相談内容や子どもの状態に合わせて必要な支援につなぐ等、相談窓口を充実させることで、保護者や子どもが孤立して悩まない環境づくりに努めます。

また、地域の交流の場から療育につながる可能性があることから、地域の声や気づきが相談窓口につながるしくみや環境づくりに取り組みます。

《具体的施策》

5 - (2) - ①早期からの発達相談窓口や支援の充実

具体的施策の内容
・乳幼児からでも、発達が気になるなどを気軽に相談できる窓口の充実及び周知を図ります。
・乳幼児健診や5歳児発達相談を行い、発達障がいなどの支援を必要とする子どもの早期発見に努めます。
・早期から適切なサービスや療育を受けることができるよう、早い段階で保護者に十分な情報提供を行い、家族への支援を行います。また、子どもを支援する関係者との共通理解、支援の円滑化を図ります。
・保護者を対象としたセミナーの開催や集い・学びの場の提供を行います。

・日ごろから子どもたちと接する機会が多い認定こども園、保育園、学校、施設指導員等を対象に、発達が気になる子どもたちへの関わりや、相談、専門家との連携などについて、セミナーや研修会を開催し、対応のスキルアップを図ります。

[基本方針] (3) 障がい児医療の充実

《現状と課題》

就学後の医療的ケア児は、学校生活でも医療的ケアを必要とすることから、学校や訪問看護師などと連携し、必要な医療を受けながら教育を受けることができる環境を整備してきました。

また、児童福祉サービスの児童通所支援を利用し、市内で日常生活の訓練をする子どもは増加していますが、療育の専門的な医療機関が乏しい状況は、常態化しています。

アンケートの自由意見では、前回に引き続き、専門的な診察や機能訓練、療育機能を持つ病院が市内にないため、家族にとって交通費などの経済的負担や精神的負担が大きいとの意見がありました。

今後も、専門的知識を有する人材の確保や育成等、障がいがあっても安心して本市で子育てができる環境整備が必要です。

《施策の方向性》

障がいのある子どもについては、障がいをできるだけ早期に把握し、適切な医療や療育、福祉サービスの支援が受けられるよう、医療と福祉、教育の連携強化や地域資源の開拓を進めていきます。

《具体的施策》

5 - (3) - ①障がい児が安心して利用できる医療体制の整備

具体的施策の内容
・医療的ケア児を含め、支援が必要な児童や生徒に対し、保健・医療・福祉・教育の関係機関との連携を図りながら適切な支援に努めます。また、医療支援体制の整備に努めます。
・県や医師会、医療機関などの関係機関と連携し、専門的な医療やリハビリテーションの技術者等の確保に努めます。
・手術等により障がいの部位の機能が改善するよう、自立支援医療などの給付を実施するとともに、その制度の周知を図ります。
・障がい児が医療機関などを容易に利用するため、居宅介護(通院等介助)・行動援護・同行援護・手話通訳者等の制度の周知を図り、活用を促進します。

[資料編]

日田市の障がい者の状況

1. 身体障がい者の状況

(1) 障害等級別身体障害者手帳交付者数

等級別でみると「1級」が31.0%と一番多く、障がい別では肢体不自由が54.0%と半数以上を占めている。

令和4年3月31日現在

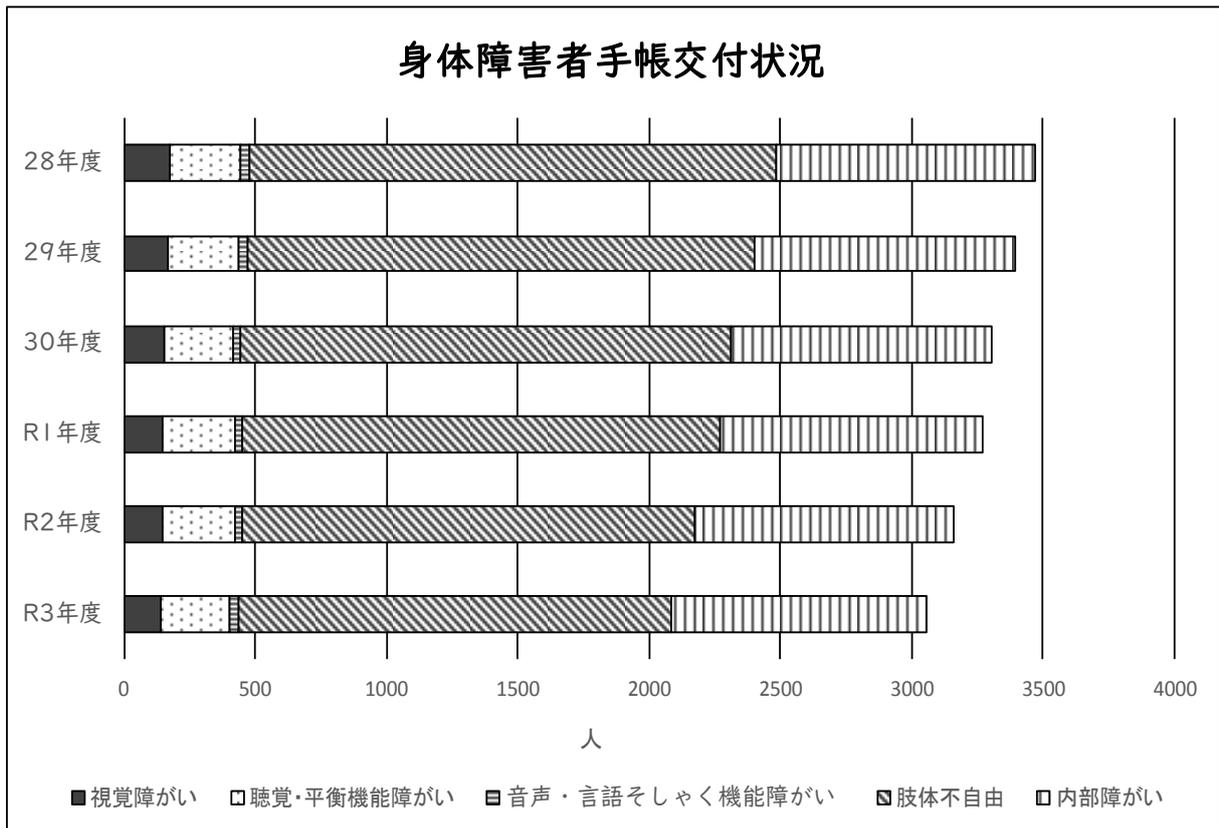
障がい別	年齢	等級						合計	割合(%)
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	0	4.6%
	18才以上	45	45	9	16	13	12	140	
聴覚・平衡機能障がい	18才未満	0	3	0	0	0	2	5	8.7%
	18才以上	11	45	33	55	2	114	260	
音声・言語そしゃく機能障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	0	1.0%
	18才以上	1	1	14	14	0	0	30	
肢体不自由	18才未満	10	7	2	1	4	0	24	54.0%
	18才以上	270	301	270	465	229	92	1,627	
心臓機能障がい	18才未満	4	0	0	1	0	0	5	19.3%
	18才以上	371	3	111	100	0	0	585	
腎臓機能障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	0	6.9%
	18才以上	206	1	3	1	0	0	211	
呼吸器機能障がい	18才未満	2	0	0	0	0	0	2	1.0%
	18才以上	10	0	12	7	0	0	29	
膀胱直腸小腸障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	0	3.8%
	18才以上	2	1	6	107	0	0	116	
肝臓機能障がい	18才未満	1	0	0	0	0	0	1	0.6%
	18才以上	13	5	0	0	0	0	18	
免疫機能障がい	18才未満	0	0	0	0	0	0	0	0.2%
	18才以上	1	3	0	2	0	0	6	
合計		947	415	460	769	248	220	3,059	
割合(%)		31.0%	13.6%	15.0%	25.1%	8.1%	7.2%		

(2) 身体障害者手帳交付台帳登録数

手帳交付者数は減少傾向にある。

各年度末現在

障がい 別 年度	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語 そしゃく 機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
28	172	274	33	2,003	991	3,473
29	166	268	35	1,934	991	3,394
30	158	257	32	1,865	992	3,304
R1	151	271	29	1,819	998	3,268
R2	147	274	30	1,725	984	3,160
R3	140	265	30	1,651	973	3,059



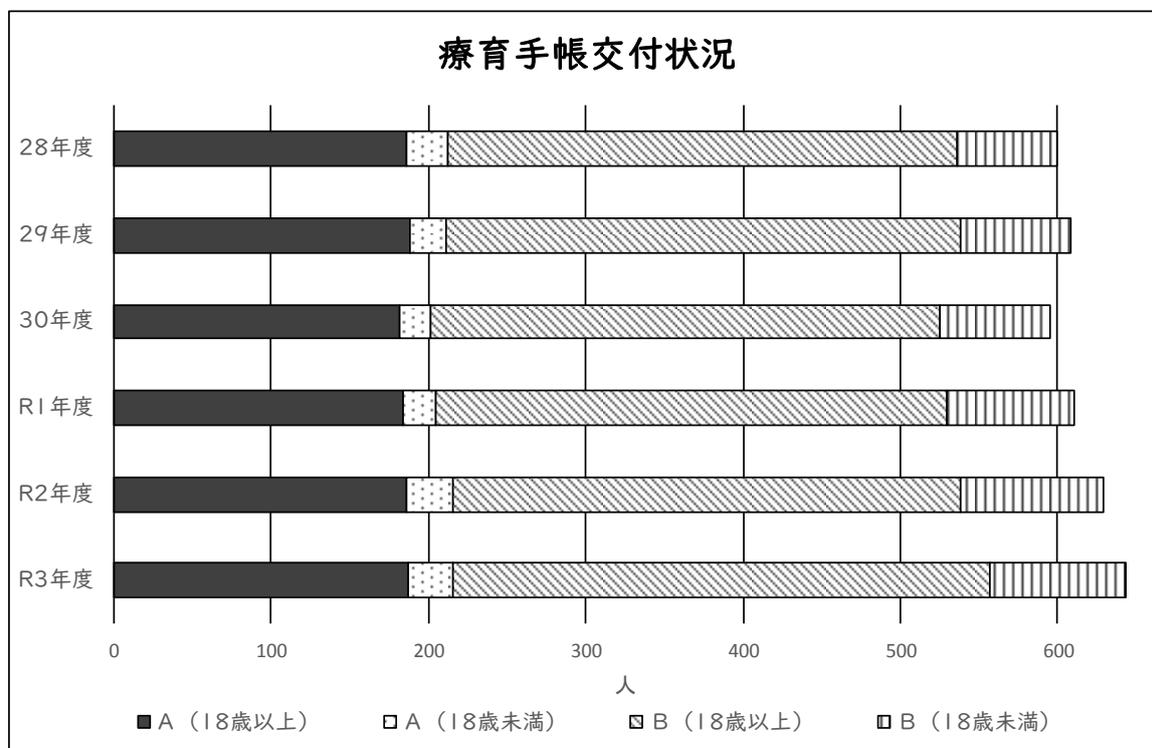
2. 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳交付者数

手帳交付者数は、増加傾向にある。

各年度末現在

年度	区 分	A (重度)	B (中・軽度)	合 計
28	児 童 (18歳未満)	26	64	90
	成 人 (18歳以上)	186	324	510
	計	212	388	600
29	児 童 (18歳未満)	23	70	93
	成 人 (18歳以上)	188	327	515
	計	211	397	608
30	児 童 (18歳未満)	19	70	89
	成 人 (18歳以上)	182	324	506
	計	201	394	595
R1	児 童 (18歳未満)	21	81	102
	成 人 (18歳以上)	184	324	508
	計	205	405	610
R2	児 童 (18歳未満)	29	91	120
	成 人 (18歳以上)	186	323	509
	計	215	414	629
R3	児 童 (18歳未満)	29	86	115
	成 人 (18歳以上)	187	341	528
	計	216	427	643

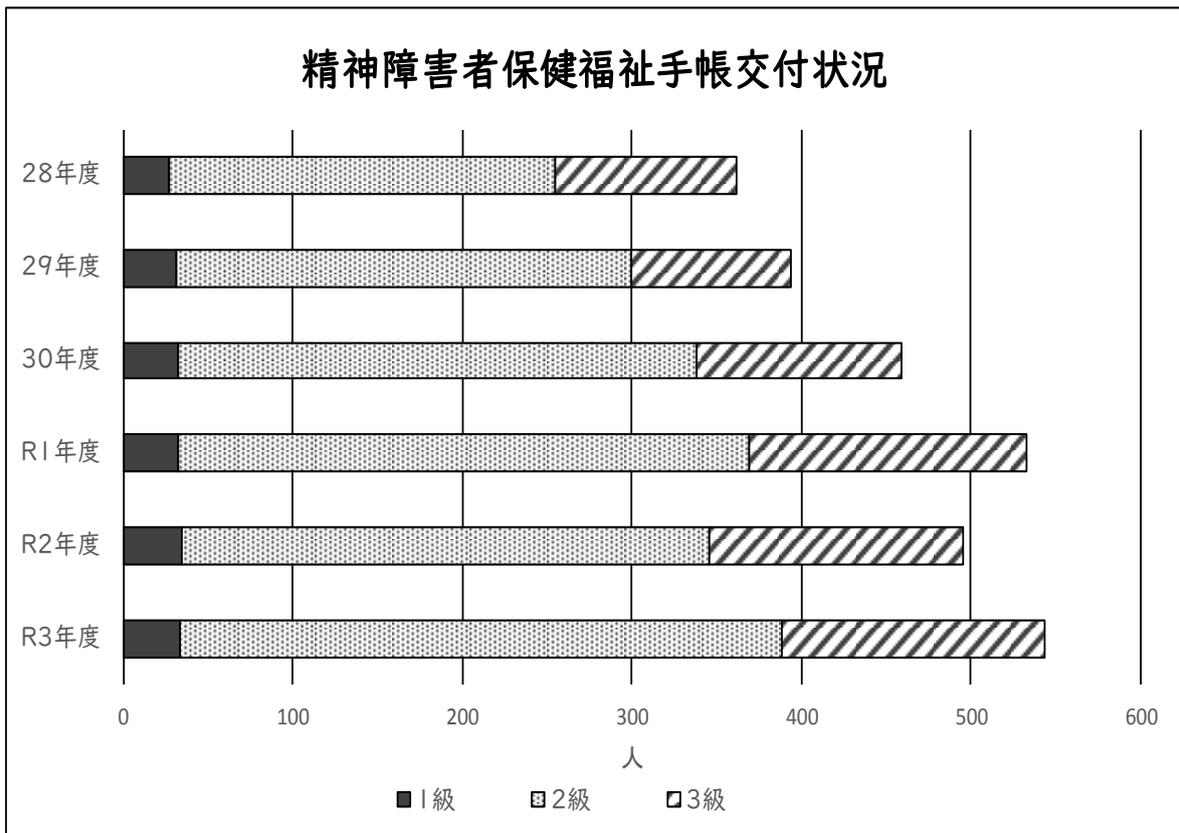


3. 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数及び自立支援医療（精神通院）者数
手帳交付者数及び、自立支援医療通院者数は増加傾向にある。

各年度末現在

区分 年度	1級	2級	3級	手帳交付者 合計	通院 自立支援医療
28	27	228	107	362	895
29	31	269	94	394	924
30	32	306	121	459	961
R1	32	337	164	533	961
R2	34	312	149	495	1,112
R3	33	355	156	544	1,094



障がい者計画アンケート調査結果(対象:障害者手帳所持者)

①実施期間:令和4年4月15日から令和4年5月13日

②対象者:障害者手帳保持者 1,050人

(身体障がい者 749人、知的障がい者154人、精神障がい者147人)

③回答状況:回答数 546人 回答率 52.0%

④結果

問1 この調査に回答していただく方は、どなたですか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	本人	418	76.6	67.5	351	35	32
2	本人の家族	111	20.3	25.4	65	38	8
3	家族以外の介助者	11	2	4.6	6	5	0
	無回答	6	1.1	2.5	6	0	0
	総数	546	100	100	428	78	40

問2 あなたの年齢をお答えください。(令和4年4月1日現在)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	70歳代以上	174	31.9	31.3	170	2	2
2	60歳代	140	25.6	23.3	126	9	5
3	50歳代	72	13.2	16	55	9	8
4	40歳代	52	9.5	11.1	30	16	6
5	30歳代	47	8.6	6.8	27	13	7
6	10歳代以下	41	7.5	5.6	13	23	5
7	20歳代	14	2.6	5.2	4	4	6
	無回答	6	1.1	0.7	3	2	1
	総数	546	100	100	428	78	40

問3 あなたの地域はどこですか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	東部中校区	127	23.3	—	90	23	14
2	三隈中校区	108	19.8	—	76	21	11
3	北部中校区	72	13.2	—	58	10	4
4	南部中校区	57	10.4	—	46	10	1
5	東溪中校区	31	5.7	—	29	1	1
6	戸山中校区	29	5.3	—	28	1	0
7	大山中校区	25	4.6	—	21	2	2
8	大明中校区	23	4.2	—	18	1	4
9	五馬中校区	16	2.9	—	13	2	1
10	東有田中校区	16	2.9	—	15	1	0
11	前津江中校区	12	2.2	—	10	1	1
12	津江中校区	11	2	—	10	0	1
	無回答	19	3.5	—	14	5	0
	総数	546	100	—	428	78	40

問4 あなたは身体障害者手帳を持っていますか。持っている場合は、等級はどれですか。

	回答	件数	割合(%)	身体(人)	等級別割合(%)	H29割合(%)
1	1級	126	29.3	126	30.1	31.7
2	3級	86	20	86	20.5	15.5
3	2級	80	18.6	80	19.1	21.8
4	4級	60	13.9	60	14.3	19.4
5	5級	34	7.9	34	8.1	5.9
6	6級	33	7.7	33	7.9	5.7
	無回答	11	2.6			
	総数	430	100	419	100	100

問5 身体障害者手帳を持っている場合、主な障がいをお教えてください。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	肢体不自由(下肢)	128	26	30.7
2	内部障がい(心臓・じん臓・呼吸器)	112	22.8	20.3
3	肢体不自由(上肢)	66	13.4	17.2
4	聴覚・平衡機能障がい	35	7.1	6.9
5	肢体不自由(体幹)	35	7.1	7.7
6	音声・言語・そしゃく機能障がい	19	3.9	3.1
7	視覚障がい	17	3.4	6.9
8	内部障がい(ぼうこう・直腸・小腸)	17	3.5	3.1
9	その他	37	7.5	4.1
	無回答	26	5.3	-
	総数	492	100	100

問6 あなたは療育手帳を持っていますか。持っている場合は、等級はどれですか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	知的(人)	等級別割合(%)	H29割合(%)
1	B2	42	53.8	42	56.8	41
2	B1	14	17.9	14	18.9	20
3	A2	12	15.4	12	16.2	14.2
4	A1	6	7.7	6	8.1	24.8
	無回答	4	5.2			
	総数	78	100	74	100	100

問7 あなたは精神障害者保健福祉手帳を持っていますか。持っている場合は、等級はどれですか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	精神(人)	等級別割合(%)	H29割合(%)
1	2級	19	47.5	19	51.4	48.7
2	3級	15	37.5	15	40.5	28.3
3	1級	3	7.5	3	8.1	23
	無回答	3	7.5			
	総数	40	100	37	100	100

問8 一緒に暮らしている人は、誰ですか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	配偶者(夫・妻)	207	28.1	-	200	2	5
2	父・母	186	25.3	-	93	55	20
3	ひとり暮らし	94	12.8	-	76	3	4
4	兄弟・姉妹	83	11.3	-	37	30	13
5	子ども・子供の配偶者	80	10.9	-	71	2	3
6	孫	49	6.7	-	17	1	0
7	その他の親せき	32	4.2	-	1	0	2
8	祖父・祖母	2	0.3	-	6	9	3
9	その他	3	0.4	-	29	15	5
	総数	702	100	-	530	117	55

問9 あなたは、どこで暮らしていますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	持ち家(家族・親戚の持ち家も含む)	371	68	64.9	304	43	24
2	賃貸住宅・社員寮など	93	17	18.6	68	17	8
3	入所施設	33	6.1	8.1	27	5	1
4	グループホーム	22	4	1.4	8	11	3
5	病院(1年以上の長期入院)	7	1.3	2.7	5	0	2
6	その他	5	0.9	0.8	3	1	1
	無回答	15	2.7	3.5	13	1	1
	総数	546	100	100	428	78	40

問10 あなたの生活を支えている収入を教えてください。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	自分の年金・特別障害者手当など	315	42.3	48.2	264	34	17
2	家族の給料・年金や手当など	195	26.2	20.9	132	45	18
3	勤め先の給料	123	16.5	14.2	94	20	9
4	貯金	31	4.2	3	26	1	4
5	通所施設・作業所などの工賃	27	3.6	4.3	7	13	7
6	生活保護費	24	3.2	4	18	2	4
7	その他	14	1.9	2.2	13	0	1
	無回答	16	2.1	3.2	13	2	1
	総数	745	100	100	567	117	61

問11 生活するうえで、どのような介助や支援が必要ですか。または受けていますか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	介助は必要ない	253	18.6	12.6	223	16	14
2	料理・掃除などの家事	151	11.1	10.2	89	47	15
3	事務手続き	145	10.6	10.4	84	46	15
4	外出するとき	133	9.7	11.6	98	28	7
5	お金の管理	131	9.6	9.7	72	46	13
6	薬の服用・管理	115	8.4	8.8	70	33	12
7	入浴するとき	90	6.6	8.4	67	19	4
8	読み書き	89	6.5	7.2	60	27	2
9	着替えをするとき	69	5.1	6.3	55	14	0
10	トイレを利用するとき	63	4.6	5.7	50	11	2
11	食事をするとき	62	4.5	5.4	47	12	3
12	その他	36	2.6	1.2	28	7	1
	無回答	29	2.1	2.5	26	2	1
	総数	1,366	100	100	969	308	89

問12 あなたを介助・支援しているのは、どなたですか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	介助・支援は受けていない	157	23.8	29.6	142	4	11
2	父母・祖父母	103	15.6	13.7	47	43	13
3	配偶者(夫・妻)	101	15.3	15	94	4	3
4	寮・施設の職員	67	10.2	10.6	42	19	6
5	兄弟・姉妹	51	7.7	5.7	29	16	6
6	子ども・子どもの配偶者	41	6.2	9.3	38	0	3
7	ホームヘルパー	24	3.6	5.1	15	6	3
8	友人・知人	10	1.5	1.6	9	0	1
9	その他の親族	6	0.9	1.1	3	3	0
10	その他	23	3.5	2.3	14	6	3
	無回答	77	11.7	6	65	8	4
	総数	660	100	100	498	109	53

問13 あなたを介助・支援している人が、何らかの理由で介助・支援できない場合、どのようにしていますか。また、どのようにしたいですか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	一緒に暮らしている家族に頼む	131	19.5	20.7	90	29	12
2	わからない	127	18.8	17	99	19	9
3	一緒に暮らしていない家族や親せきに頼む	104	15.4	13.4	69	21	14
4	介護や家事援助のホームヘルプサービスを利用する	70	10.4	14.1	57	9	4
5	短期入所(ショートステイ)を利用する	50	7.4	8	39	10	1
6	友人・知人・近所の人に頼む	28	4.2	2.4	21	5	2
7	ボランティアに頼む	9	1.3	1.5	6	2	1
8	その他	41	6.1	6.2	30	8	3
	無回答	114	16.9	16.7	100	10	4
	総数	674	100	100	511	113	50

問14 あなたは、平日の昼間どのように過ごしていますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	家にいる	212	38.2	37.7	183	13	16
2	働いている(一般就労している)	134	24.2	20.3	113	15	6
3	障害福祉サービス事業所などに通所や入所している	100	18	22	57	32	11
4	子ども園・保育園や学校に通っている	30	5.4	4	8	18	4
5	病院に通院や入院している	28	5	10.1	26	0	2
6	その他	26	4.7	4.1	22	4	0
	無回答	25	4.5	1.8	22	2	1
	総数	555	100	100	431	84	40

問15 あなたは将来どのような暮らし方を望んでいますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	自宅で暮らしたい	324	58.6	59.8	269	32	23
2	障がい者や高齢者向けの入所施設に入りたい	49	8.9	11	39	8	2
3	アパートやマンションを借りて暮らしたい	36	6.5	4.9	18	11	7
4	グループホームで暮らしたい	33	5.9	3.8	16	14	3
5	市営住宅で暮らしたい	26	4.7	5.5	21	3	2
6	病院に入りたい	5	0.9	1.7	4	0	1
7	その他	28	5.1	3.1	22	5	1
	無回答	52	9.4	10.2	45	5	2
	総数	553	100	100	434	78	41

問16 以下の福祉サービスを利用していますか。(したことはありますか。)(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	福祉サービスは利用していない(したことはない)	299	48.1	28.7	266	23	10
2	就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)	49	7.9	9.1	21	16	12
3	施設入所・グループホーム	37	5.9	-	19	15	3
4	家でのヘルパー利用	34	5.5	8.9	24	5	5
5	外出の時にヘルパーによる移動支援	27	4.3	5.6	13	12	2
6	短期入所(ショートステイ)	26	4.2	5.2	18	6	2
7	生活介護	26	4.2	-	19	6	1
8	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	22	3.5	-	16	5	1
9	その他	26	4.2	4	16	6	4
	無回答	76	12.2	11.2	59	11	6
	総数	622	100	100	471	105	46

問17 あなたは福祉サービスを利用するときに何か困ったことがありましたか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	特に困ったことはない	194	31.2	27.9	156	23	15
2	どんなサービスがあるのかわからない	107	17.2	17.2	76	23	8
3	どの事業者が良いのかわからない	46	7.4	7.8	23	16	7
4	お金がかかるため、サービスが使いづらい	40	6.4	5.7	28	8	4
5	サービスの回数や時間が少ない	14	2.3	4.4	11	1	2
6	使いたいサービスが使えなかった	11	1.8	3.6	7	3	1
7	利用してトラブルがあった	10	1.6	1.8	7	1	2
8	その他	43	6.9	5.5	39	2	2
	無回答	157	25.2	26.1	130	19	8
	総数	622	100	100	477	96	49

問18 あなたは、今後、以下の福祉サービスで利用したいサービスはありますか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	家でのヘルパー利用	117	16.6	13.6	99	13	5
2	福祉サービスは利用したくない	73	10.4	22.1	61	6	6
3	外出の時にヘルパーによる移動支援	60	8.5	10.3	44	12	4
4	施設入所・グループホーム	60	8.5	—	39	13	8
5	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	57	8.1	—	36	16	5
6	就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)	54	7.7	10.2	21	22	11
7	生活介護	41	5.8	—	30	10	1
8	短期入所(ショートステイ)	35	5	8.8	20	14	1
9	その他	69	9.8	3.8	59	6	4
	無回答	138	19.6	11.4	112	18	8
		704	100	100	521	130	53

問19 あなたが生活の中で悩み事や困ったことがありますか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	将来の生活のこと	212	15.4	13.9	150	41	21
2	健康のこと	205	14.9	15.9	171	22	12
3	お金のこと	184	13.3	13.1	136	25	23
4	就労のこと	79	5.7	5.2	44	19	16
5	交通機関のこと	78	5.6	6.6	64	8	6
6	家庭生活のこと	57	4.1	4.2	43	5	9
7	必要な情報を得ること	55	4	3.9	34	15	6
8	社会参加のこと	48	3.5	3	30	10	8
9	リハビリのこと	47	3.4	4.1	45	2	0
10	住宅のこと	47	3.4	4.1	35	7	5
11	趣味や生きがいのこと	42	3	3.3	28	7	7
12	地域の理解をえること	38	2.8	2.6	22	11	5
13	友達や相談相手のこと	35	2.5	3	21	8	6
14	教育・学習のこと	32	2.3	1.4	10	16	6
15	結婚のこと	27	2	2.7	18	4	5
16	現在の支援(介護)のこと	26	1.9	3	20	5	1
17	子どものこと	26	1.9	2.2	22	2	2
18	その他	39	2.8	2	33	2	4
	無回答	104	7.5	5.8	84	16	4
	総数	1,381	100	100	1,010	225	146

問20 あなたが生活をしていくうえで、悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	家族・親戚	382	38.8	38.1	296	58	28
2	医師・看護師など	107	10.9	11.6	82	9	16
3	友人・知人	103	10.4	10	86	7	10
4	福祉施設や作業所の職員	68	6.9	9.4	39	21	8
5	市・保健所・児童相談所の職員	53	5.4	2.7	35	17	1
6	自分が使っている福祉事業所	48	4.9	6.7	23	21	4
7	同じ病気や障がいのある仲間	41	4.2	4.2	27	9	5
8	相談するところがわからない	38	3.9	3.6	34	3	1
9	相談支援事業所	36	3.7	5	21	10	5
10	会社の人・学校の先生	29	3	2.1	11	15	3
11	民生委員・児童委員	13	1.3	1.9	12	1	0
12	その他	17	1.7	1.7	15	1	1
	無回答	48	4.9	3	41	6	1
	総数	983	100	100	722	178	83

問21 障がい者が地域で自立して生活を送るために、重要だと思うことは何ですか。(4つまでに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	年金・手当や経済的支援(税の控除や医療費の軽減)	297	19.1	—	237	35	25
2	相談窓口や情報提供	194	12.5	13.1	157	27	10
3	会社などでの就労に向けた支援や仕事をする環境	120	7.7	7.2	86	20	14
4	日常生活に必要な移動支援	111	7.1	8.1	96	9	6
5	障がいや病気に対する周囲の理解のための普及・啓発	103	6.6	10.2	73	19	11
6	障がいへの理解や交流	91	5.8	6.6	68	15	8
7	ホームヘルプサービスなどの在宅サービス	88	5.7	7.3	75	8	5
8	段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関など	85	5.5	7.4	76	8	1
9	機能回復や地域生活に必要な訓練	77	4.9	7.5	67	8	2
10	障がいの早期発見・早期療育体制	60	3.9	4.6	34	16	10
11	障がい特性にあった適切な保育・教育	57	3.7	3.6	25	21	11
12	入所施設	57	3.7	5.9	40	13	4
13	特になし	51	3.3	3.9	43	4	4
14	グループホームなど地域での生活の場	47	3	3.9	23	19	5
15	創作的活動や生活習慣が身に付けられる場	34	2.2	2.9	24	6	4
16	ボランティア活動などの地域活動	18	1.1	2.5	12	6	0
17	その他	14	0.8	1.1	9	3	2
	無回答	53	3.4	4.2	40	11	2
	総数	1,557	100	100	1,185	248	124

問22 どのくらいの頻度で外出しますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	週に5回以上	219	40	—	160	41	18
2	週に2~4回以上	157	28.6	—	132	15	10
3	月に数回	82	15	—	65	12	5
4	年に数回	30	5.5	—	27	1	2
5	外出しない	16	2.9	—	12	3	1
	無回答	44	8	—	34	6	4
	総数	548	100	—	430	78	40

問23 外出する目的は何ですか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	買い物	358	33.8	—	282	50	26
2	病院	307	29	—	258	27	22
3	仕事(就労継続支援A型・B型、就労移行支援)	141	13.3	—	98	28	15
4	娯楽(遊び、趣味)	137	12.9	—	103	23	11
5	こども園・保育園や学校	36	3.4	—	14	18	4
6	福祉サービス(生活介護、自立訓練)	32	3	—	25	7	0
	無回答	49	4.6	—	40	5	4
	総数	1,060	100	—	820	158	82

問24 外出するときの主な交通手段を教えてください。(2つまでに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	自家用車	335	44.5	41.7	281	35	19
2	徒歩	112	14.9	13.9	70	27	15
3	福祉施設の車(送迎)	66	8.8	—	43	19	4
4	自転車	61	8.1	9.3	34	21	6
5	タクシー	55	7.3	11.9	42	10	3
6	バス	38	5.1	7.1	28	9	1
7	車いす	20	2.7	5.5	19	1	0
8	その他	18	2.3	5.7	15	2	1
	無回答	47	6.3	4.9	39	4	4
	総数	752	100	100	571	128	53

問25 外出するときに困ったり不便を感じたりすることを教えてください。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	特にない	180	21.2	15.1	141	23	16
2	歩道、道路、出入口に段差がある	100	11.8	12.7	91	7	2
3	階段の昇降が困難である	90	10.6	12.5	85	4	1
4	自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい	70	8.2	9	34	30	6
5	障がい者用駐車場が少ない	66	7.8	7.9	61	4	1
6	手すりが少ない	52	6.1	5.3	50	1	1
7	障がい者が使えるトイレが少ない	38	4.5	8.4	35	3	0
8	路上に障がい物がある	31	3.6	6.5	28	2	1
9	標識・表示の案内がわかりにくい	26	3.1	2.8	20	6	0
10	バス・タクシーなどの乗降が困難である	25	2.9	4.6	19	5	1
11	付き添ってくれる人がいない	22	2.6	2.8	10	9	3
12	移動の手段がない	18	2.1	3.8	11	4	3
13	点字ブロック・盲人用信号が少ない	8	0.8	0.6	6	2	0
14	その他	25	2.9	1.5	19	4	2
	無回答	100	11.8	6.5	77	14	9
	総数	851	100	100	687	118	46

問26 災害時に助けてくれる人がいますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	家族がいる	321	56.8	—	237	56	28
2	ひとりで避難できる	94	16.6	—	87	4	3
3	近所に助けてくれる人がいる	45	8	—	34	7	4
4	助けてくれる人がいない	28	4.9	—	23	1	4
5	その他	32	5.7	—	23	7	2
	無回答	45	8	—	39	4	2
	総数	565	100	—	443	79	43

問27 災害時の支援体制について、どのようなものを希望しますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	障がい者が利用しやすい避難所	236	21.7	—	178	42	16
2	避難所への誘導	177	16.3	—	128	35	14
3	災害や避難に関する情報	162	14.9	—	130	21	11
4	災害発生の連絡	153	14.1	—	118	25	10
5	医療従事者等の避難所への配置	138	12.7	—	105	23	10
6	障がい者に配慮した物品	119	10.9	—	88	25	6
7	その他	17	1.6	—	15	0	2
	無回答	85	7.8	—	69	11	5
	総数	1,087	100	—	831	182	74

問28 実際に体験した災害で困ったことはありましたか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	特に困ったことはなかった	251	42.3	38.2	201	32	18
2	災害が発生したことや正確な情報を知ることができなかった	57	9.6	9	46	7	4
3	パニックになった	39	6.6	7	26	7	6
4	避難することができなかった	19	3.2	4.7	15	2	2
5	助けを求めたり、自分の意思を伝えることができなかった	17	2.9	5	8	5	4
6	誰とも連絡をとることができなかった	12	2	2.9	10	1	1
7	必要な医療や介助を受けることができなかった	8	1.3	1.6	6	1	1
8	その他	49	8.3	7.6	39	7	3
	無回答	141	23.8	24	111	23	7
	総数	593	100	100	462	85	46

問29 地域の行事や活動に参加したことがありますか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	参加していない	225	30.3	45.3	175	31	19
2	自治会活動・祭りなどの地域活動	175	23.6	21.2	140	28	7
3	趣味やスポーツ活動	67	9	6.1	52	9	6
4	文化・スポーツ事業	56	7.5	4.8	43	9	4
5	障がい者団体の活動	53	7.1	6.1	28	20	5
6	ボランティア活動	52	7	3.5	40	8	4
7	講演会などの学習活動	40	5.4	2	32	6	2
8	その他	8	1.1	1.9	7	1	0
	無回答	67	9	9.1	57	5	5
	総数	743	100	100	574	117	52

問30 今後、あなたは、どのような行事や活動に参加したいですか。(3つまでに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	参加したいとは思わない	184	23.7	24.9	145	24	15
2	自治会活動・祭りなどの地域活動	128	16.5	18.2	104	18	6
3	趣味やスポーツ活動	127	16.3	15	100	18	9
4	障がい者団体の活動	67	8.6	9.1	42	21	4
5	文化・スポーツ事業	66	8.5	7.8	52	9	5
6	講演会などの学習活動	54	6.9	3.7	46	3	5
7	ボランティア活動	44	5.7	7.6	34	4	6
8	その他	13	1.7	3.3	12	1	0
	無回答	94	12.1	10.4	75	15	4
	総数	777	100	100	610	113	54

問31 参加していない、参加したいと思わない方は、なぜですか。(3つまで○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	参加したい行事がない	85	26.9	23.5	67	13	5
2	一緒に行く人がいない	52	16.4	18.2	42	9	1
3	会場に行くことが困難	48	15.2	20.3	41	5	2
4	時間の余裕がない	40	12.7	10.5	32	6	2
5	参加費が負担になる	34	10.8	8.6	25	5	4
6	その他	57	18	18.9	42	6	9
	総数	316	100	100	249	44	23

問32 仕事をしていますか。(福祉施設・作業所などでの就労も含む)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	していない	264	48.4	54	212	34	18
2	している	210	38.5	38.3	160	34	16
	無回答	72	13.1	7.7	56	10	6
	総数	546	100	100	428	78	40

問33 問32で「している」と回答した人にお聞きします。どこで働いていますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	福祉施設・作業所などで働いている	54	24.7	29.5	26	16	12
2	会社などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている	53	24.2	26.1	41	8	4
3	会社などで正社員として働いている	51	23.3	16.2	42	7	2
4	自営業者	39	17.8	20.7	38	1	0
5	その他	22	10	7.5	21	0	1
	総数	219	100	100	168	32	19

問34 問32で「していない」と回答した方にお聞きします。理由はどれですか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	年齢(学生・高齢)	112	39.5	—	82	23	7
2	体調不良や医師、家族に仕事止められている	50	17.6	—	39	3	8
3	働く自信がない	32	11.3	—	26	3	3
4	自分に合った仕事が見つからない	29	10.2	—	24	4	1
5	働く必要がない	16	5.6	—	15	1	0
6	その他	45	15.8	—	37	6	2
	総数	284	100	—	223	40	21

問35 働くうえで、どのような条件が必要ですか。(3つまでに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	障がいにあった仕事内容であること	201	19.1	17.2	128	56	17
2	障がいに対する周囲の理解があること	154	14.6	14.3	94	34	26
3	自分がやりたい、またはやりがいのある仕事であること	134	12.7	12.4	98	21	15
4	障がいにあった勤務条件であること	115	10.9	11	80	19	16
5	障がいのある人に配慮した設備が整っていること	89	8.5	6.8	64	18	7
6	特になし	83	7.9	9.6	76	5	2
7	通勤手段があること	79	7.5	6.6	49	25	5
8	希望する給料であること	65	6.2	7.9	48	10	7
9	その他	19	1.9	1.5	16	1	2
	無回答	113	10.7	12.7	102	8	3
	総数	1,052	100	100	755	197	100

問36 現在の通院状況(リハビリ含む)は、次のどれですか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	月に1回	197	36.1	—	158	23	16
2	通院していない	76	13.9	—	51	21	4
3	年に数回	68	12.5	—	54	11	3
4	週に1~2回	52	9.5	—	43	6	3
5	2週間に1回	46	8.4	—	32	6	8
6	週3回以上	44	8.1	—	41	1	2
	無回答	63	11.5	—	49	10	4
	総数	546	100	—	428	78	40

問37 健康や医療について、不安や困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	障がいの重度化や病気の悪化が心配	224	26.6	25	188	20	16
2	不安はない	129	15.3	11.7	100	22	7
3	医療費の負担が大きい	89	10.6	9.4	75	5	9
4	障がいについて専門の医療機関が近くにない	77	9.1	10.2	55	17	5
5	栄養管理が難しい(食べ物を飲み込みにくいなど)	50	5.9	6.7	40	7	3
6	薬の管理(決められた量・服用する時間など)が難しい	39	4.6	4.9	18	13	8
7	休日や夜間に対応してくれる医療機関がない	37	4.4	5.7	28	6	3
8	通院のための交通手段がない	27	3.2	3.8	20	5	2
9	障がいがある理由で治療が受けにくい	22	2.6	2.8	16	5	1
10	治療の説明が十分でない	15	1.8	1.6	9	3	3
11	通院のための介助者がいない	13	1.5	1.8	11	1	1
12	医療や健康について相談できない	13	1.5	2.4	7	5	1
13	医療機関がバリアフリー化していない	6	0.8	1.1	5	0	1
14	その他	16	1.9	2.3	9	4	3
	無回答	86	10.2	10.6	71	11	4
	総数	843	100	100	652	124	67

問38 脳機能障がい、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	制度の内容は知らないし、制度も利用していない	256	46.9	52.4	192	43	21
2	どのような制度かは知っているが、制度は利用していない	186	34.1	27.5	147	23	16
3	成年後見制度をすでに利用している	12	2.2	1.8	10	1	1
	無回答	92	16.8	18.3	79	11	2
	総数	546	100	100	428	78	40

問39 脳機能の障がいなどによって判断能力が十分でなくなってきた場合に、成年後見制度を利用したいと思いますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	わからない	295	54	62.5	230	43	22
2	成年後見制度を利用したい、または、すでに利用している	96	17.6	15.9	69	16	11
3	利用したくない	63	11.6	7.8	51	7	5
	無回答	92	16.8	13.8	78	12	2
	総数	546	100	100	428	78	40

問40 福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)	身体(人)	知的(人)	精神(人)
1	市報などの広報誌	140	14	14.8	132	3	5
2	家族・親戚	117	11.7	12.2	88	20	9
3	特に情報を入力していない	103	10.3	9.9	75	22	6
4	病院、診療所など	90	9	10.1	73	5	12
5	市役所の窓口	82	8.2	9	69	5	8
6	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	77	7.7	6.1	69	5	3
7	インターネット(パソコン、スマートフォン含む)	67	6.7	3.1	57	5	5
8	友人・知人	63	6.3	6	53	7	3
9	職場・学校・通所先(施設など)	57	5.7	6.8	35	13	9
10	相談支援専門員	38	3.8	4.7	27	6	5
11	民生委員・児童委員	32	3.2	1.4	15	17	0
12	ケアマネジャー	23	2.4	7.5	19	1	3
13	ホームヘルパー	19	2	1.4	16	0	3
14	その他	10	1.1	0.7	4	4	2
	無回答	79	7.9	6.3	66	11	2
	総数	997	100	100	798	124	75

【自由記載欄】

差別や偏見に関することについて

- ・精神障がい者は見た目でわからないからこそ配慮してもらいたい。
- ・学校関連の役員決め等で障がいを公表する事ができず毎回苦勞している。役員を断ると、子供が「お前のお母さん変な病気やろ」と言われたりする。
- ・精神障がい者は心が弱いや犯罪をするんじゃないかなどと言われたことがある。

理解促進への取り組みに関することについて

- ・精神や身体、知的障がい者との意見交換会や障がい者に対する差別をなくす取り組みについての話し合いの機会を作ってほしい。
- ・学校内での障がいについての講習会や勉強会を行い、児童、保護者や先生方に知ってもらう機会を増やしてほしい。
- ・目に見えない障がいを周りの人たちに理解してもらうために国も県も市ももっと発信してもらいたい。
- ・市報でもいろいろな精神障がい者の特徴や接し方を説明する号を作ってほしい。
- ・会社等への理解促進の為の説明会等してほしい。
- ・日田市手話言語条例を市民に詳しく正しく市報、パンフレットなどで周知してほしい。

移動に関することについて

- ・交通手段が少ない、バス停まで遠い、タクシー利用券の負担が多い。
- ・免許証を返納すると交通手段がない。市の中心部は100円バス等があるが、田舎の方は何も利用できない。
- ・山間部の為、一般タクシーを利用することが多く、経済的に辛抱する所がある。
- ・就労に向けて運転の練習や指導をしてくれるところがあればいい。
- ・タクシー券を24枚貰ってるが足りない。増やしてほしい。透析を受ける際に必要。
- ・バスが少ないので不安になる。
- ・タクシー券を手帳の級に限ることなく支給してほしい。
- ・第2種の障がい者は自ら運転する場合とあるが、運転免許を持ってない人は買い物、病院への交通手段が難しく、配偶者に頼っている状態。配偶者限定で割引の対象は同等にできないものか。

医療に関することについて

- ・リウマチの内科治療の出来る専門医のいる病院が欲しい。
- ・入所施設に専門のセラピストがおらずリハビリができず困る。
- ・障がいがあると、幼少期からかかりつけではないと病院が受け入れてもらえない。
- ・軽度の障がいがありPTやOTを受けたいが、子供だからという理由で受け入れてもらえる医療機関がなかった。
- ・毎回通院が大変。日田市内にも療育などの支援センターや小児科(精神・発達障がい専門)ができてくれると助かる。
- ・日田市には障がい児に対応する専門医療機関がないため、障がい児が生まれた時にスムーズに様々な施設と連携が取れる体制を整えてほしい。
- ・市内でリハビリが受けられることができると親として安心する。

仕事に関することについて

- ・働きたくても働けない障がい者がたくさんいるので助けてほしい。
- ・障がい者の雇用がたくさんあってほしい。就職先が少なすぎて自分に合う仕事ができない。
- ・日田市で在宅でできる仕事があるといい。

障がい者施設やサービスに関することについて

- ・具体的な自立支援をしてくれる施設をもっと増やしてほしい。
- ・福祉サービスに変わりがなければ、手続きをしなくていいようにならないか。
- ・制度やサービスのことなど積極的に情報提供してくれる場があると助かる。
- ・障がい者が利用できる制度やサービスのガイドブックを作成してほしい。
- ・施設が少なく選択する所が少ない。
- ・施設が少なく、親が亡くなった後の生活を考えると不安でどうすれば良いのか困っている。
- ・施設に医療従事者の方を常に置いてほしい。
- ・入所施設が定員がいっぱいなので入所できる場所がないのが一番の心配。
- ・重度の障がい者が入所する場所が少ないので入れるか心配。
- ・重度の知的障がい者が入れるグループホームがない。

相談や人の対応に関することについて

- ・ケースワークを大切にしてほしい。
- ・1人1人の考え方にあった対応の仕方を取ってほしい。
- ・ヘルパーの人数が足りない。
- ・相談をしたいけど誰に言えばいいのかわからない。
- ・自分の住んでいる地域の自治会長や民生委員の方を知らないし、会ったことがない。

親なきあとに関することについて

- ・手続きごとなど本人ではできないので親がいなくなった時のことが心配。
- ・高齢の父親が介護をしてくれているが、介護できなくなる日が現実には迫っており、今後どうしていいか困っている。
- ・親の勉強会などあれば参加したい。

市内の施設や住環境について

- ・障がい者用駐車場がある店が少ないので増やしてほしい。
- ・バリアフリーの公共トイレも充実してほしい。
- ・交通手段やヘルパーなど明らかに不足しているので改善してほしい。
- ・障がい者用の駐車場も精神障がい1級のみ適用だが、精神障がいでも身体障がいと同様に体力的にもつらい事も多く、できれば3級から障がい者用の駐車場を使えるようにしてほしい。
- ・障がい者が利用できる施設が少ない。
- ・地区の公民館や集会場がバリアフリーになるといい。
- ・障がい者用駐車場に健常者が停めて、障がい者が車を止めようとする、向こうへ止めろという人がいるので困る。

- ・歩道が平らではない。右・左方上がりなど意外に多い。道路の端に白線があるがその外側は、土がたまり草がはえ、中が狭くなっているため困る。
- ・障がい者が気軽に利用できる運動施設等を充実させてほしい。
- ・各店舗に自由に座れる、椅子の設置をお願いしたい。

療育施設に関することについて

- ・早期療育を受けられる施設が地元ほしい。
- ・障がい児のための保育施設を作ってほしい。

教育に関することについて

- ・私のような難聴者でも、姉妹と同じ学校で学べる日田市になってほしい。私と同じような赤ちゃんが日田に生まれてきても家族と離れず日田で学べて生活できる市になってほしいと強く希望する。
- ・僕の障がいにあった教育をしてほしい。障がいがあっても学ぶ権利を確保してもらいたい。

経済的(制度等もふくむ)に関することについて

- ・障がい者年金・年金・特別なお金など下がることは反対。
- ・補聴器購入時の補助を増やしてほしい。
- ・障害手帳を持っていればすべての医療費も1割負担にしてもらいたい。
- ・障がいの治療をするために遠方の病院を紹介されたが、交通費等の負担が大きい。少しでもよいので補助してほしい。
- ・成人の発達障がいはまだ理解が乏しく、奨学金の返済免除の申請も却下された。願わくば、免除になってほしい。
- ・装具代が高く家計に響く。支給額を増額してほしい。
- ・障害者年金の金額の見直しを考えてほしい。将来が不安。
- ・年金だけでは生活が難しい時代になっている。
- ・収入が障害年金だけなので将来、障がいが悪化した時の費用が心配である。
- ・医療費の振り込みではなく、窓口負担が乳幼児のようになくしてほしい。
- ・自分(家族)送迎の場合、ガソリン代も高いので手当があるといい。

今後の生活への希望や不安に関することについて

- ・障がい者でも自分らしく過ごせて、明るく生きていける環境がほしい。
- ・障がいのある者は悪くなるばかりで良くなる事はない。面倒見る家族は老いていくので、安心して生活できる様福祉を整えてほしい。
- ・不登校や引きこもりなどの10~20代が集まれる場所が欲しい。勉強する人が集まって情報共有できる所もあればいい。
- ・夫婦で障がいがある。今後ともに年を取っていきますので何かと心配。

制度や申請に関することについて

- ・障がい者年金の申請と受理をスムーズにしてほしい。
- ・平日に書類をもって市役所に行く事が出来ないので申請しにくい。

- ・日田市で障害者手帳をもらう際にサービスなどに関するパンフレット等を配布してほしい。
- ・福祉用具などに利用年数などの制限があると利用しづらい。福祉に関する機器類も日々よくなっているため、それに伴う制度も柔軟性をもってほしい。
- ・人工内耳の電池が市が負担してくれる本数では全然足りない。増やしてほしい。
- ・車に張り付ける障がい者用のシールを発行してもらいたい。

コロナ感染症に関することについて

- ・コロナ感染症対策により、短期入所や、日中一時の利用が出来なくなって大変困っている。
- ・コロナで日中一時支援が全く利用できず、市外の病院へ通院できない。

アンケート・障がい者計画に関することについて

- ・質問の内容が障がい全般を対象としたことで自分の障がい以外の内容には答えにくい。個々の障がいの状態に応じた質問でないかと求めているものが何か把握出来ないと思う。
- ・身体障がいと精神障がいの悩みの観念が違いすぎて、回答に窮するアンケートだった。
- ・こんなにたくさんのアンケートはとても疲れる。
- ・アンケートは大変良い事とは思いますが、収集だけに利用しないでほしい。今後よりよい日田市発展の為宜しく願います。
- ・年に1回のアンケートなら納得する。

その他

- ・職員は心痛む事など沢山あるだろうが障がい者のため、また市民のために気を付けてやってほしい。
- ・今後も日田市の障がい者など色々なことに力を入れて下さるようお願いしたい。
- ・地域の方や職場の方、支援センターの方なども子供に対して声かけして下さったり、協力して下さって助かっている。

障がい者計画アンケート調査結果(対象:障害者手帳所持者以外)

①実施期間:令和4年4月15日から令和4年5月13日

②対象者:障害者手帳所持者以外の市民 550人

③回答状況:回答数 171人 回答率 31.1%

④結果

問1 あなたの年齢をお答えください。(令和4年4月1日現在)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	70歳代	52	30.4	19.5
2	60歳代	40	23.4	21.4
3	50歳代	24	14	16.7
4	40歳代	24	14	17.2
5	30歳代	17	9.9	13.5
6	20歳代	13	7.6	11.2
	無回答	1	0.7	0.5
	総数	171	100	100

問2 あなたがお住まいの地域はどこですか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	東部中校区	49	28.7	—
2	三隈中校区	45	26.3	—
3	北部中校区	18	10.5	—
4	東溪中校区	12	7	—
5	南部中校区	11	6.4	—
6	大山中校区	10	5.9	—
7	戸山中校区	6	3.5	—
8	津江中校区	5	2.9	—
9	東有田中校区	4	2.3	—
10	大明中校区	4	2.3	—
11	前津江中校区	4	2.3	—
12	五馬中校区	0	0	—
	無回答	3	1.9	—
	総数	171	100	—

問3 あなたの身近に障がいのある人がいますか(以前いたことを含む)。また、それはどのような場面でしたか。(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	自分自身または家族等身近な親族	75	29.1	23.4
2	自分の職場	42	16.3	11.5
3	近所	39	15.1	16.8
4	身近にいたことはない	37	14.3	14
5	学校	22	8.5	14.3
6	個人的に親しい付き合い	18	7	3.4
7	仕事関係(自分の職場以外)	12	4.7	6.5
8	趣味等の活動	5	1.9	3.7
9	わからない	2	0.8	1
10	その他	2	0.8	2.8
	無回答	4	1.5	2.6
	総数	258	100	100

問4 あなたは、これまでに学校の授業などで障がいについて学んだり、障がいのある人に接する機会がありましたか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	あった	105	61.4	65.6
2	なかった	38	22.2	23.7
3	覚えていない	25	14.6	8.8
	無回答	3	1.8	1.9
	総数	171	100	100

問5 あなたは、障がい者福祉に関心がありますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	ある程度関心がある	99	57.9	57.2
2	とても関心がある	32	18.7	16.3
3	あまり関心がない	23	13.5	13
4	どちらとも言えない	10	5.8	9.8
5	まったく関心がない	1	0.6	0.9
	無回答	6	3.5	2.8
	総数	171	100	100

問6 問5で「とても関心がある」、「ある程度関心がある」とお答えした方にお尋ねします。関心がある理由を教えてください。(3つまで○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	自分自身・家族・親せきに障がいのある人がいる(いた)	66	24.5	21.6
2	将来、自分も障がいのある人になる可能性がある	61	22.7	19.8
3	テレビやインターネットなどで障がいのある人に関することを目にしたり聞いたりする	58	21.6	20.4
4	福祉・医療・教育に関する職業についている(いた)	40	14.9	10.3
5	近所に障がいのある人がいる(いた)	28	10.4	8.8
6	福祉やボランティア活動している(いた)(したいと思っている)	14	5.2	7
7	その他	2	0.7	12.1
	総数	267	100	100

問7 問5で「あまり関心がない」、「まったく関心がない」、「どちらとも言えない」とお答えした方にお尋ねします。関心がない理由を教えてください。(3つまでに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	自分の親族や知人に障がいのある人がいない	17	21.5	16.9
2	自分が何をすれば良いかわからない	16	20.3	17.7
3	障がいのある人と接する機会がない	15	19	25.4
4	福祉活動やボランティア活動をしたことがない	15	19	14.6
5	障がいのある人に関する情報がない	10	12.7	6.9
6	自分に障がいがない	5	6.3	6.2
7	市などの広報で障がいのある人に関するものを見かけない	1	1.2	5.4
8	その他	0	0	3.8
	総数	79	100	100

問 8 あなたは、今までに障がいのある人に、支援を行ったことはありますか。その内容を教えてください。
(あてはまるものすべてに○印)

	回 答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	話し相手や声かけ	97	25.5	21.8
2	移動の支援(車いすを押す、目的地までの誘導など)	65	17.1	16.5
3	身体的な介助(着替え・食事など)	48	12.6	8.9
4	したことがない	43	11.3	14.9
5	外出のための援助(送迎を含む)	36	9.5	10.2
6	家事の援助(掃除・洗濯・調理・育児など)	30	7.9	6.9
7	レクリエーション、スポーツ、文化活動への支援	24	6.3	4.9
8	ボランティア活動	16	4.2	7.6
9	コミュニケーションなどの支援(手話通訳、要約筆記、点訳、朗読など)	12	3.2	2.7
10	災害時の援助	4	1.1	2.7
11	その他	2	0.5	1.3
	無回答	3	0.8	1.6
	総 数	380	100	100

問 9 あなたは、今後、障がいのある人に、どのような支援を行いたいと思いますか。その内容を教えてください。
(あてはまるものすべてに○印)

	回 答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	話し相手や声かけ	101	24.6	24.2
2	移動の支援(車いすを押す、目的地までの誘導など)	68	16.5	17.4
3	災害時の援助	43	10.5	12.8
4	ボランティア活動	35	8.5	6.7
5	外出のための援助(送迎を含む)	34	8.3	9
6	家事の援助(掃除・洗濯・調理・育児など)	29	7.1	6.3
7	レクリエーション、スポーツ、文化活動への支援	29	7.1	5.3
8	身体的な介助(着替え・食事など)	27	6.6	6.1
9	コミュニケーションなどの支援(手話通訳、要約筆記、点訳、朗読など)	18	4.4	3.6
10	特になし	12	2.9	4.6
11	その他	7	1.7	2.5
	無回答	8	1.8	1.5
	総 数	411	100	100

問 10 あなたは、障がいのある人にもない人にも平等に接していると思いますか。(1つに○印)

	回 答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	思う	84	49.1	—
2	思わない	21	12.3	—
3	わからない	61	35.7	—
	無回答	5	2.9	—
	総 数	171	100	—

問 11 あなたは、世の中に、障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。
(1つに○印)

	回 答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	あると思う	94	55	47.9
2	少しはあると思う	48	28.1	35.3
3	ないと思う	14	8.2	8.8
4	わからない	11	6.4	4.2
	無回答	4	2.3	3.8
	総 数	171	100	100

問 1 2 あなたは、障がい者への理解を深め、差別や偏見をなくすために必要なことは何だと思えますか。
(3つまでに○印)

	回 答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	学校での福祉教育	95	21.9	21.4
2	障がいのある人とない人の交流の場	82	18.9	16.5
3	障がいの特性や障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動	71	16.4	14.7
4	福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流	52	12	8.1
5	障がいのある人の積極的な社会参加	41	9.4	10.3
6	障がいのある人に関する講演会などの学習活動	26	6	3.8
7	障がいのある人のまちづくりへの参加	22	5.1	4.2
8	障がいへの理解を目的とする市民団体への支援	16	3.7	5.8
9	障がいのある人へのボランティア活動	15	3.5	8.7
10	わからない	8	1.8	3.2
11	その他	4	0.9	1.3
	無回答	2	0.4	2
	総 数	434	100	100

問 1 3 あなたが、もし障がいのある状態になったら、日田市で安心して暮らしていけると思えますか。
(1つに○印)

	回 答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	わからない	80	46.8	43.3
2	暮らしぶらいと思う	72	42.1	50.7
3	安心して暮らしていけると思う	17	9.9	2.3
	無回答	2	1.2	3.7
	総 数	171	100	100

問 1 4 障がいのある人とない人が一緒に生活するためには、いろいろな配慮や工夫が必要になります。
あなたは、このような工夫や配慮をどの程度行いますか。(1つに○印)

	回 答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う	88	51.4	51.6
2	負担の程度に関わらず、配慮や工夫を行う	23	13.5	14.2
3	一概には言えない	23	13.5	13.7
4	負担がなければ、配慮や工夫を行う	16	9.4	5.9
5	わからない	12	7	9.6
6	負担がなくても配慮や工夫を行う必要は感じない	0	0	0
	無回答	9	5.2	5
	総 数	171	100	100

問 1 5 成年後見制度について、知っていますか。(1つに○印)

	回 答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	聞いたことはあるがよくわからない	68	39.8	29.8
2	知っている	59	34.5	33
3	知らない、聞いたことがない	37	21.6	29.8
	無回答	7	4.1	7.4
	総 数	171	100	100

問 1 6 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)について知っていますか。
(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	聞いたことはあるがよくわからない	89	52	33
2	知っている	54	31.6	9.8
3	知らない、聞いたことがない	24	14	54
	無回答	4	2.4	3.2
	総数	171	100	100

問 1 7 日田市障がいによる差別を解消し誰もが安心して暮らせるまちづくり条例について知っていますか。
(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	知らない、聞いたことがない	123	71.9	—
2	聞いたことはあるがよくわからない	35	20.5	—
3	知っている	8	4.7	—
	無回答	5	2.9	—
	総数	171	100	—

問 1 8 あなたは、合理的配慮について知っていますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	知らない、聞いたことがない	80	46.8	—
2	知っている	50	29.2	—
3	聞いたことはあるがよくわからない	35	20.5	—
	無回答	6	3.5	—
	総数	171	100	—

問 1 9 大分県手話言語条例について知っていますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	知らない、聞いたことがない	128	74.9	—
2	聞いたことはあるがよくわからない	26	15.2	—
3	知っている	10	5.8	—
	無回答	7	4.1	—
	総数	171	100	—

問 2 0 障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律)について知っていますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	知らない、聞いたことがない	67	39.2	38.6
2	聞いたことはあるがよくわからない	62	36.3	43.7
3	知っている	34	19.9	14.9
	無回答	8	4.6	2.8
	総数	171	100	100

問 2 1 障害者虐待防止法について、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合に通報する義務があることを知っていますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	知らない、聞いたことがない	80	46.8	39.1
2	知っている	46	26.9	27.9
3	聞いたことはあるがよくわからない	38	22.2	29.8
	無回答	7	4.1	3.2
	総数	171	100	100

問 2 2 障がい者虐待に関する通報を受け付ける窓口(日田市社会福祉課、相談支援事業所Beeすけっと)を知っていますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	知らない、聞いたことがない	91	53.2	51.6
2	知っている	42	24.6	24.2
3	聞いたことはあるがよくわからない	32	18.7	19.5
	無回答	6	3.5	4.7
	総数	171	100	100

問 2 3 障がい(疾病)がある人が生活の場面で不適切な対応をされたり、いやな思いをしているのを見たことがありますか。(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	あまりない	77	45	46
2	まったくない	55	32.2	28.8
3	ときどきある	27	15.8	16.7
4	よくある	4	2.3	2
	無回答	8	4.7	6.5
	総数	171	100	100

問 2 4 あなたは、障がいのある人への理解を深めるために、今後、どのような取り組みが必要だと思いますか。(3つまでに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	学校における児童、生徒の障がい者への理解を促す教育	129	33.7	31.3
2	障がいの有無に関わらず参加できる行事・イベント	90	23.5	21.1
3	障がい理解のための広報・啓発	64	16.7	19.3
4	自治会活動などの地域活動での地域交流	52	13.6	-
5	ボランティア活動	32	8.4	13.3
6	特にない	6	1.6	1.3
7	その他	1	0.3	10
	無回答	9	2.2	3.7
	総数	383	100	100

問 2 5 あなたは、障がいのある人と一緒に活動する機会がありますか。(仕事以外での町内清掃、スポーツ活動など)(1つに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	ない	137	80.1	-
2	ある	24	14	-
	無回答	10	5.9	-
	総数	171	100	-

問26 次の1から7の中で、障がいのある人に対して配慮や工夫が必要だと思ったことはありますか。
(あてはまるものすべてに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	建物・公共交通機関を利用する時	54	24.3	26.5
2	商品を買う時や、サービスを受ける時	34	15.3	12.3
3	働く時	24	10.8	13.1
4	医療を受ける時	20	9	9.8
5	教育を受ける時	20	9	9.8
6	情報を得る時やコミュニケーションをとる時	23	10.4	7.5
7	その他の生活の場面	3	1.4	4
	無回答	44	19.8	17
	総数	222	100	100

問27 あなたは、障がいのある人の就労について、就労場所を増やすために取り組むべきことは何だと思えますか。(3つまでに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	障がいのある人に対する会社の理解	96	20.6	18.9
2	障がいのある人が就労する会社や事業所への支援	73	15.7	17.8
3	障がい特性や会社のニーズに応じた職業訓練	48	10.3	11.1
4	会社で働くことが困難な人のための就労支援事業所	44	9.4	12
5	体調に応じた勤務時間や休暇の調整	43	9.2	5.1
6	ハローワークや会社と福祉などが連携した就労支援	40	8.6	10.2
7	就職後の職場定着のための支援	34	7.3	6.3
8	相談窓口の充実	26	5.6	5.3
9	通勤方法の確保	25	5.4	3.8
10	工賃の向上や賃金の引き上げ	18	3.9	3.8
11	特にない	1	0.2	0.9
12	その他	4	0.9	0.6
	無回答	14	2.9	4
	総数	466	100	100

問28 あなたは、障がいや発達に遅れのある子どもに必要なことは何だと考えますか。(3つまでに○印)

	回答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	子どもとその家族に対する周囲の理解	85	17.8	17.8
2	障がいの状態や特性に応じた教育の実施	66	13.9	9.9
3	早い段階における障がいや発達の遅れの発見	61	12.8	12.4
4	身近な相談先の確保	49	10.3	11.3
5	乳幼児期から老年期までの一生を通じた支援	48	10.1	14.8
6	早い段階からの支援(療育)	47	9.9	9.1
7	教育・医療・福祉などの関係機関の連携	42	8.8	9.8
8	経済的な支援	41	8.6	7.8
9	家族や兄弟・姉妹に対する支援	16	3.4	4
10	特にない	0	0	0.3
11	その他	5	1.1	0.2
	無回答	16	3.3	2.6
	総数	476	100	100

問 29 あなたは、障がい者にとって住みよいまちをつくるためには必要なことは何だと考えますか。
(5つまでに○印)

	回 答	件数	割合(%)	H29割合(%)
1	働く場所の確保	70	9.8	—
2	乳幼児期から老年期までの一生を通じた支援	65	9	—
3	差別や虐待をなくす	65	9	—
4	身近な病院で診療やリハビリ、療育が受けられるようにする	58	8	—
5	学校で障がいの有無にかかわらず、共に学ぶことができるようにする	53	7.4	—
6	年金や手当・経済的支援(税の控除や医療費の軽減)	40	5.5	—
7	相談窓口の充実	39	5.4	—
8	福祉サービスの数と質の向上	35	4.9	—
9	障がいの特性や障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動	34	4.7	—
10	災害時の避難で困らないような体制をつくる	34	4.7	—
11	障がいの早期発見と早期療育	33	4.6	—
12	公共施設、駅などをバリアフリー化する	32	4.4	—
13	移動の支援	27	3.7	—
14	障がいのある人が必要な時に必要な情報を得ることができるようにする	27	3.7	—
15	日中に活動する場の確保	20	2.8	—
16	住まいの場の確保	19	2.6	—
17	障がいのある人に関わる施策検討の場に障がいのある人が参画する	19	2.6	—
18	バス、タクシーの料金の助成	18	2.5	—
19	コミュニケーションなどの支援(手話通訳、要約筆記、点訳、朗読など)	14	1.9	—
20	スポーツやレクリエーション、文化活動の参加への支援	7	1	—
21	その他	0	0	—
	無回答	12	1.8	—
	総 数	721	100	—

【自由記載欄】

差別や偏見に関することについて

- ・障がいや病気は、理解できない事で差別がおきてそれが虐待につながっていると思う。幼い頃から家や学校で障がいについて学習、話し合いを行い「障がい」という言葉がなくなるとよいと思う。
- ・障がい者施設に働く人の質を上げることがとても必要。
- ・人の心のあたたかさと思いやり、差別を越えて理解しあえるふれあいの時間と場所が大切。
- ・社会的な弱者が生活していく上で不便なく、差別を受ける事なく生きていける社会であってほしい。

仕事に関することについて

- ・仕事をしたくても一般就労やA型事業所が少なすぎる。新規障がい者を雇用する時、会社や施設に対する支援や理解がない。
- ・企業誘致をすることで障がい者の雇用も増えるかもしれない。

障がい者施設やサービスについて

- ・基幹支援センターは設置しないのか。アウトリーチをもっとしたほうが良いのではないかと思う。

教育に関することについて

- ・支援学級での支援の手、教育場面においても補助の先生が必要であると強く感じる。一番長く過ごす学校でもう少し支援に力を入れてほしい。
- ・高校において軽度の発達障がいがある生徒の卒業後の行き先がなく困っている。学校の先生ももっと障がいについて勉強するべきではないか。

アンケート・障がい者計画に関することについて

- ・アンケートの結果をグラフ化し計画するだけでなく、本気でその人達の立場になれば、すぐに実行できるはずなので頑張してほしい。
- ・私自身も今後、障がいを持つ可能性がある。日田に住んでよかったと思えるような「第4次障がい者計画」に取り組んで頂きたいと思う。
- ・問29の質問項目はすべて必要。
- ・市の障がい者の支援に対する取り組みに期待する。
- ・障がい者と一緒に言ってもとても広いので何を基準に考えれば良いのかわからない。障がい別に分けて考えた方がアンケートには答えやすかった。

今後の取り組みへの要望などについて

- ・援助にバランスがとれていない。本当に必要な人に助成してほしい。
- ・子供の時に障がいのある子供達とのふれあいをしておくと、大人になってからの理解度が違ってくる。啓発、広報活動の継続の大切さを感じる。

- ・障がい者の家族への支援も一層必要だと思う。
- ・大人になってからの障がい理解を深める機会が少ない。人権意識を高めるためにも会社等で研修を行う方がいいため、行政の方から働きかけを行っていくといい。
- ・障がいのある方が困った時に、一般市民が自然に手をさしのべられる社会でありたい。
- ・外に出ていない障がい者の方も多くいると思うので、何らかの心のケアも大事ではないかと思う。
- ・障がいを持っている人が安全・安心して暮らせる街づくりを望む。福祉を学ぶ重要さを思う。
- ・障がい者への真の理解が必要では。障がい者がどんな仕事に従事し何に困っているのか、市民にはあまり知られていないのではないか。市も広報活動に力を入れ障がい者だけでなく皆が日田市民でよかったと思える街づくりになって欲しい。
- ・障がいのある人、普通の人とのコミュニケーションの場を持つべき。
- ・高校また義務教育を卒業した後の相談、支援の充実に力を入れて欲しい。
- ・一人暮らしの障がい者にはどこまでお手伝いしたらいいのかわからない。町内での勉強の場がほしい。子供達も障がい者と交流する場がほしい。
- ・障がいのある子供と身近に接して育っていくと同級生、仲間として受け入れることが自然とできてくると思う。
- ・行政にとっては一人の人に対して経済的支援による負担が大きすぎるのではないか。全市民を見捨てず幸せに暮らせることが行政の責務だと思う。一番弱い人をまず救い上げてほしい。
- ・地域のコミュニティ等の中で小さい頃から障がい者と接し、理解して大人になっていくことが大事だと思う。
- ・障がいのある人ない人も共に支えあい多様な個人の能力が発揮され活力ある社会、誰もが暮らしやすい社会になると良い。
- ・市内で、外出時の車いすレンタルなどの情報もあるとよい。

その他

- ・障がいに関するすべての事が無知だった。あらためて自分にできる事があれば、学びたいと思った。

用 語 解 説

〈ア行〉

ICT (アイシーティー)	通信を使ってデジタル化された情報をやりとりする技術。インターネットなどの通信技術を活用したコミュニケーション。
アクセシビリティ	情報やサービスなどが、特に障がい者や高齢者などにとって、どの程度利用しやすいかという意味。
医療的ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。
「親なきあと」の問題	障がい者の保護者が亡くなったり、保護者が高齢その他の理由で支援を続けられなくなったとき、障がい者の生活が成り立たなくなるのではないかと、いう親なきあとの問題。多くの障がい者やその保護者にとって、非常に切実、かつ切迫した問題。

〈カ行〉

外出サポート	屋外での移動が困難な障がい者等に、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、居宅介護サービスのホームヘルパーにより、外出の際の移動を支援する。
共生社会	誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型社会のこと。
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行う。
緊急通報装置	緊急ボタンやセンサーの作動で、あらかじめ設定された連絡先へ異常を知らせる装置のこと。
車椅子使用者用駐車施設	バリアフリー法に基づき一定の場合に設置が義務付けられる幅 3.5メートル以上が確保された、建築物に附属する駐車場、路外駐車場、公園施設、道路に付随する駐車場の総称。

行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護を必要とする人が行動する時、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行う障害福祉サービス。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。
5歳児発達相談	小学校就学に向けて子どもの発達が気になる保護者を対象とした相談会。
個別避難計画	避難行動要支援者の災害時における避難支援等を実施するための計画。

〈サ行〉

JRC (ジェーアールシー)	青少年赤十字の略称のこと。この活動に登録した市内の学校は主にボランティア活動を行っている。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のこと。
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域の人などによる自発的な取り組みを支援するもの。地域生活支援事業の必須事業。
重度心身障がい者医療費給付事業	重度の心身障がいがある方の福祉の増進を図るため、医療機関等で支払われた医療費(医療保険適用分)の自己負担額を助成する事業。
就労継続支援事業所	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行うサービス。 雇用契約を締結する「A型」と、雇用契約を締結しない「B型」がある。
手話通訳者	聴覚障がい者の手話を話し言葉に、聞こえる人の話し言葉を手話置き換えて伝達する通訳者。

障害基礎年金制度	国民年金の加入者が65歳までに初診のある傷病のために、身体または精神(知的)に重度または中度の障がいを残したため日常生活が制限される場合に支給される。
障害児通所支援事業所	平成24年度の制度改正で創設された障がい児支援サービスの一つで、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を実施する事業所。
障害児福祉手当	在宅で身体または精神(知的)に政令で定める程度の著しく重度の障がいを有するために、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の児童に支給される。
障害者虐待防止センター	障がい者への虐待に関する相談や通報を受けける窓口。日田市では日田市虐待防止センター「Bee すけっと」と日田市社会福祉課が窓口となっている。
障害者虐待防止法	家庭・福祉施設・職場等での障がい者に対する虐待の防止を目的とする法律。養護者・施設職員・職場の上司による身体的・心理的・性的・経済的虐待や放置といった行為が障がい者虐待にあたり、発見した人は市町村や都道府県に通報しなければならない。対応窓口として各地方自治体に市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置され、市町村は立ち入り調査を行うことができる。平成24年10月施行。
障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定め、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した法律。 「共生社会」の実現には、日常生活や社会生活で障がい者の活動を制限し、社会参加を制約

	<p>している社会的障壁を取り除くことが重要。平成28年4月施行。</p>
障害者週間	<p>毎年、12月3日から9日までの1週間。国民に広く、障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>障がい者の暮らしや仕事について、総合的な支援を行う機関のこと。日田市では、「大分県社会福祉事業団」が行う「障害者就業・生活支援センターはぎの」がある。</p>
障害者優先調達推進法	<p>障害者就労施設等や在宅で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品、役務の調達を推進するよう必要な措置を講ずることを定めた法律。平成25年4月施行。</p>
障害福祉サービス	<p>個々の障がいのある人々の支援の必要性や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービス。</p>
情報意思疎通支援用具	<p>点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具。</p>
自立支援医療 （更生医療・育成医療） （精神通院医療）	<p>（更生医療・育成医療） 障害を除去又は軽減する手術や治療を指定自立支援医療機関で受診する場合に、医療費の一部を申請により助成する。 （精神通院医療） 通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対して、指定自立支援医療機関で治療を受ける医療費の一部を申請により助成する。</p>
自立支援協議会 （日田市地域自立支援協議会）	<p>地域における障がい者などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からの参加を求め、市が設置する機関。</p>

	課題別の調査、研究、検討を行うため専門部会（就労・移送部会、住むこと部会、こども部会、相談部会）を設置している。
人権週間	毎年、12月4日から10日までの1週間。昭和23年国際連合で採択された世界人権宣言の趣旨と重要性、人権尊重思想の啓発活動を行う。
心身障害者扶養共済制度	障がい者の保護者が、一定の掛け金を支払い、保護者が死亡または重度障がいになった時、障がい者に年金が支給される制度。
生活福祉資金貸付制度	障がいのある人等の自立の促進と生活の安定を図るため、総合支援資金、福祉基金の各種貸与制度。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でない人を、法律的に支援、援助するための制度。
成年後見センターひた	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人が、自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせるよう、成年後見制度利用者への援助を目的としたセンター。日田市社会福祉協議会に委託している。

〈夕行〉

地域移行・地域定着支援	施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者の地域生活への移行に向け、必要な相談や福祉サービス事業所への同行支援などを行うサービスのこと。
地域活動支援センター	障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設のこと。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つ。

地域包括ケアシステム	住み慣れた地域や家庭で高齢者や障がい者が可能な限り自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される仕組みのこと。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う障害福祉サービス。
特別児童扶養手当	身体または政令で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を養育する人に支給される。
特別障害者手当	在宅で身体または精神(知的)に政令で定める程度の重度の障がいを有するために、日常生活に常時、特別の介護を要する20歳以上の人に支給される。

〈ナ行〉

難病	医学的に明確に定義された病気の名称ではないが、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉であるため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化する。
日常生活用具給付	在宅障がい者の日常生活がより円滑に行われるために市町村が給付する、盲人用時計、特殊便器、歩行支援用具など。
NET(ネット)119	スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービス。聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、いつでも全国どこからでも通報場所を管轄する消防本部へ音声にたよらない通報をすることができる。
農福連携	担い手の高齢化や減少が進む農業分野と、障がい者や高齢者の働く場の確保を求める福祉分野での連携のこと。
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方。

〈ハ行〉

発達障がい者支援専門員	大分県が独自に養成している、発達障がい児やその家族などの相談・支援を行うことのできる専門知識と技能を有する人材。
バリアフリースイレ	従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障がい者等の利用に適正な配慮が必要なトイレの総称。
ピアカウンセリング	当事者同士が集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合い、助言しあっていくこと。ピア(peer)とは同等、同輩、仲間の意味。
ひたっこ支援ファイル	支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、家族をはじめ関係機関の職員等が共通理解をすることにより、子どもの成長段階に応じた継続的な支援に役立てるためのファイル。
日田市手話言語条例	手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を推進し、ろう者が手話を使って地域で安心して暮らすことのできる社会を目指して制定された条例。令和4年4月施行。
日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例	障がいを理由とするあらゆる差別をなくすことを決意し、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い誰もが心豊かに暮らせるまちづくりに資するために制定された条例。平成31年4月施行。
日田市特別支援連携協議会	学習障がい、注意欠陥/多動性障がい及び高機能自閉症等を含めた障がいのある乳幼児、児童・生徒に対する教育支援体制の整備を図るとともに、支援の充実に向けて協議を行う場。
避難行動要支援者	要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
福祉的就労	就労移行支援事業所や就労継続支援事業所(A型・B型)などを利用して就労すること。各種設備が整い、支援を行う職員が配置され、障がい者が一緒に働くことができる環境となっている。

	働いて得られる収入（賃金、工賃）の向上等の課題がある。
福祉避難所	災害発生時に高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所のこと。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間（放課後）家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。運営は保護者が行う。
補装具	義肢、装具、車いすなどの、障がい者等の身体機能を補完、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるもの。厚生労働省が定める基準に該当するものとして定められた機器のこと。
ヘルプマーク （ヘルプカード）	外見からは障がいのあることがわかりにくい内部障がい者や難病患者などが、街中や災害時の避難所等で携帯することで、周囲からの支援を受けやすくするもの。妊娠初期や認知症など支援を必要とする人も利用可能。

〈マ行〉

文字表示機能付き防災ラジオ	音声及び文字表示で防災情報等を出力するラジオ。聴覚障がいを理由として、身体障害者手帳の交付を受けている人を対象とし、市が無料で貸与。
---------------	--

〈ヤ行〉

ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、まちや生活環境をデザインするという考え方。
------------	---

〈ラ行〉

リハビリテーション	<p>病気やケガ、加齢など様々な原因によって起こった生活のしづらさや能力低下、その状態を改善し、人間らしく生きる権利の全体的な回復をするためのあらゆる手段のこと。</p> <p>環境に適応するための訓練を行うばかりではなく、社会復帰や地域で自分らしく暮らすために、環境や社会に手を加えることも目的とする。</p>
療育	<p>障がいのある子どもが社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。「療」は医療、「育」は養育・保育・教育を意味する。</p>

○日田市障害者計画策定委員会設置要綱

平成29年1月25日

告示第4号

改正 令和4年5月31日告示第78号

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づく日田市障害者計画（以下「計画」という。）の策定を行うため、日田市障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健関係者
- (3) 障がい者の代表者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 教育・就労・地域生活等にて障がい者を支援する者
- (6) 関係行政機関の職員

3 策定委員会は、必要に応じ部会を設けることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、6年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令4告示78・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される策定委員会の会議は、市長が招集する。

2 策定委員会の会議は、委員の定数の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 策定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮ってこれを定める。

附 則

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月31日告示第78号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱又は任命される日田市障害者計画策定委員会の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱又は任命される日から令和10年3月31日までとする。

日田市障害者計画策定委員会 委員名簿

令和4年6月1日～令和10年3月31日

	氏 名	団 体 等 での 役 職 等	選 出 区 分
	ひぐま たけはる 日隈 武治	公益社団法人大分県作業療法協会 副会長	(1)学識経験のある者
	わたなべ りゅうたろう 渡邊 隆太郎	一般社団法人日田市医師会 理事	(2)医療・保健関係者
	おがわ いづみ 小 河 泉	公益社団法人大分県看護協会 日田リハビリテーション病院 看護部長	(2)医療・保健関係者
	すぎもり けいこ 杉 森 恵子	日田市身体障害者福祉協議会 事務局長	(3)障がい者の代表者(身体)
委員長	はしもと しんいち 橋 本 眞市	日田市手をつなぐ育成会 会長	(3)障がい者の代表者(知的)
	すずき こうせい 鈴 木 孝生	しゃべくらん会 会員	(3)障がい者の代表者(精神)
副委員長	ひらかわ かなえ 平 川 加奈江	特定非営利活動法人障害児支援の会ぱれっと 理事長	(3)障がい者の代表者(児童)
	ならはら なお 楢 原 長男	合同会社オークフィールド 相談支援事業所ポノ 所長	(4)障がい者福祉に関する 事業に従事する者(相談)
	おぎの はるみ 荻 野 治美	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 地域生活支援センターはぎの センター長	(4)障がい者福祉に関する 事業に従事する者(相談)
	ひぐち りか 樋 口 里香	社会福祉法人 すぎのこ村ひばり~ヒルズ 副施設長	(4)障がい者福祉に関する 事業に従事する者(入所)
	くりやま よういちろう 栗 山 陽一郎	一般社団法人ステイゴールド ブルース 施設長	(4)障がい者福祉に関する 事業に従事する者(通所・就労)
	たかやま こう 高 山 耕	日田市民間保育連盟 会長	(5)教育・就労・地域生活等 にて障がい者を支援する者
	ふじさわ いちろう 藤 澤 一郎	大分県立日田支援学校 校長	(5)教育・就労・地域生活等 にて障がい者を支援する者
	かやの たつみ 萱 野 辰美	日田公共職業安定所 所長	(5)教育・就労・地域生活等 にて障がい者を支援する者
	たけはら ゆういちろう 武 原 勇一郎	日田市民生委員児童委員協議会 副会長	(5)教育・就労・地域生活等 にて障がい者を支援する者
	きむら ゆうき 木 村 友希	一般社団法人 日田青年会議所 運営室長	(5)教育・就労・地域生活等 にて障がい者を支援する者
	やすなが ともかず 安 永 智和	社会福祉法人 日田市社会福祉協議会 総務地域福祉課長	(5)教育・就労・地域生活等 にて障がい者を支援する者
	しまかわ ゆうじ 島 川 雄司	大分県西部保健所地域福祉室 室長	(6)関係行政機関の職員
	なかやま としふみ 中 山 敏章	日田市教育委員会 教育次長	(6)関係行政機関の職員

日田市障がい者計画（第4次）策定の経過

- 令和4年 4月15日 日田市障がい者計画のアンケート実施
～ 5月13日
- 令和4年 7月 1日 第1回日田市障害者計画策定委員会
1) 委嘱状交付
2) 日田市障がい者計画（第4次）策定のスケジュールについて
3) 第3次障がい者計画の取組について
4) 第4次障がい者計画アンケート結果について
- 令和4年 8月24日 第2回日田市障害者計画策定委員会
1) 計画の基本方針（総論）
2) 施策の方向性（各論）
- 令和4年12月23日 第3回日田市障害者計画策定委員会（書面開催）
1) 第4次日田市障がい者計画素案について
- 令和4年12月27日 日田市障がい者計画(第4次)（案）のパブリックコメント実施
～令和5年1月26日
- 令和5年 2月14日 第4回日田市障害者計画策定委員会
1) 第4次日田市障がい者計画素案について
・ 第3回日田市障害者計画策定委員会の議案における
質問・意見
・ パブリックコメントの結果
- 令和5年3月 日田市障がい者計画(第4次)（案）の市長への提出